

山梨県知事
山 本 栄 彦 殿

平成 17 年 4 月 22 日

山梨県ミネラルウォーター協議会
日本ミネラルウォーター協会
社団法人 全国清涼飲料工業会

「『ミネラルウォーターに関する税』についての報告書
～山梨県の特性を活かした環境目的税を目指して～」に関する反論

I. はじめに

既に本年 4 月 8 日付で貴県に提出した「『ミネラルウォーターに関する税』についての報告書 ～山梨県の特性を活かした環境目的税を目指して～」に関する概論意見」(以下、「概論意見書」という。)においても述べましたとおり、当会らが本年 2 月 8 日付で貴県に提出した「ミネラルウォーター税に関する意見書兼質問書(平成 17 年第 1 回)」(以下、「意見書兼質問書」という。)に対する貴県からの回答は一切なく、また、当会らとの実質的協議が未だなされていないにも拘らず、「『ミネラルウォーターに関する税』を設けることが望ましい」と一方的に結論付けた「『ミネラルウォーターに関する税』についての報告書 ～山梨県の特性を活かした環境目的税を目指して～」(以下、「最終報告書」という。)が貴県地方税制研究会から提出されたことは、納税義務者となる可能性のある私企業を会員に含む当会らにとって、大変な驚きであると共に、誠に遺憾であります。

当会らの貴職宛て本年 4 月 1 日付書面においても申しあげましたように、今後貴県において設置される「検討組織」においては、ミネラルウォーター税の導入ありきではなく、山梨の森林環境保全の大局的検討を主眼に、その事業内容と費用負担はどうあるべきかという観点からの実質的な論議がなされ、そのため、当会らの十分な理解を得ることなくしてミネラルウォーター税が導入されることはなく、またそのようなことがあってはならないと当会らは考えておりますが、このことは、「ミネラルウォーター事業者の方々の理解が必要だ」、「外部の方も入った検討組織を立ち上げて、徹底的な議論をしていく」、「(半導体装置製造などの)他の用途に使用している他の業界はどうなのか、というところまでいってませんので、そういうご意見も踏まえ、検討組織で議論をして頂く」、「検討組織の中で、どこまで議論が詰められるかという結果によります」といった貴職の定例記者会見における御発言からも御異論がないものと存

じております。しかしながら、繰り返し申し上げるまでもなく、納税義務者となる可能性のある私企業を会員に含む当会らから合理的に提起された疑問点・反論点について真摯に対応することは、租税法律主義の下、行政として当然の責務であります。そのため、当会らと致しましては、「検討組織」における検討とは別個に、改めて意見書兼質問書に対する貴県の回答を要求すると共に、概論意見書に記載のとおり、最終報告書に関するより詳細な反論点・疑問点のうち主要なものを以下のとおり申し入れますので、貴県におかれましては、真正面からの回答をなされますよう、茲にお願い申し上げます。

II. 最終報告書に関する反論点・疑問点

「1 はじめに」について

貴県は、最終報告書において、「この研究会においては、県議会から提案のあった『ミネラルウォーターに関する税』をはじめ、『水源かん養税』、『産業廃棄物税』、『入山税』など、本県にふさわしい環境目的税について調査研究を行った。」(最終報告書1頁)とする。

しかしながら、貴県が税制以前に検討すべき様々な方策(具体的には、環境保護政策全般、歳出の削減及び税以外の手段)の検討を欠いたまま、税案に関する検討を進めていること自体、合理性を全く欠いている。

(1) 環境保護政策全般についての検討の欠如

意見書兼質問書にて述べたとおり、「世界に誇りうる環境首都となるよう着実な取り組みを進める」(平成16年2月24日付で貴県から受領した「『『ミネラルウォーター税の新設に関する再質問に対する回答』に関する意見・反論』について(回答)」(以下「前回回答書」という。)第一の1(以下、前回回答書の個々の回答項目を示す場合には、「回●」(●は項目番号)と記載する。))ことを標榜する貴県としては、環境保全を目的とする新税の検討以前に、県の環境保護政策全般の検討を十分に行う必要があることは当然であると考えられる。しかしながら、貴県の税制研究会は、貴県の環境に係る課題として「森林の管理水準の悪化による水源かん養機能等の低下」、「産業廃棄物の大量発生による不法投棄の増大等」及び「登山者の増大に伴う山の環境の悪化」の3つの課題のみを取り上げており、また、最終報告書においても何ら県の環境保護政策全般の検討に関して言及がないことからすれば、ミネラルウォーター税の導入検討以前に、県の環境保護政策全般の検討を十分に

行ったとは認められない。

このように貴県が恣意的に取り上げた3つの環境に関する課題について、当会らは、「例えば、貴県の作成した『山梨県環境基本計画(素案)』(平成16年12月)に『光化学オキシダント(Ox)については(環境基準を)未達成でした』(7頁)、『悪臭の苦情件数は長期的に増加傾向』(8頁)等と記載されていること等からも明らかなように、貴県の環境に係る課題は、上記の3つのみに限定されるものではない。にもかかわらず、貴県は、貴県の環境に係る課題を、いつ、いかなる根拠により上記の3つに絞り検討したのか、具体的に明らかにされたい。貴県が上記3つに絞り込んでいること自体、ミネラルウォーター税導入を当初から念頭においていたことを裏付けるといえるが、この点に関する貴県の見解を明らかにされたい。」(意見書兼質問書6頁)と指摘したにも拘らず、最終報告書においてはこれに対する回答がないことから、改めて貴県の見解を明らかにされたい。

(2) 歳出の削減及び税以外の手段の検討の欠如

貴県も自認されるように、新たな税を導入する以前に、「歳出の厳しい見直しに努めることは当然」(貴県の平成15年8月26日付「『ミネラルウォーター税の新設に関する再質問』について(回答)」6頁)であり、かつ、「税以外により適切な手段がないかなどについて十分な検討が行われること」(回第一の1)が必要である。

しかしながら、当会らから再三要求したにも拘らず、貴県は、最終報告書においても、貴県における歳出削減の具体的な成果・見込みについて何ら言及しておらず、貴県は、歳出削減の結果新税導入を必要とするだけの財政需要は存在しないのではないかという点について真摯な検討を行っていないものと判断せざるを得ない。また、「税以外により適切な手段がないか」という点に関する検討結果については、最終報告書6頁の比較表において寄附金、協賛金等に関する比較検討を行ったかのような外観のみは整えているものの、「『ミネラルウォーターに関する税』の目的、対象からみて、寄附金、協賛金等…(を)検討することとした」(最終報告書5頁)との記述からも明らかにおり、ミネラルウォーター税導入を前提とした本末転倒な比較検討にすぎない。そのため、貴県は、税制以外の手段について十分な検討を行ったとは到底言えないことが明らかである。(当該比較表に関しては、項目を改めて反論点を指摘することとする。)

また、かかる寄附金、協賛金等の手段については、平成16年5月12日付日本経済新聞朝刊27面における中里実東京大学教授の論文を引用の上、「企業・個人の自主的判断に基づく資金提供であり、企業・個人の意思に関係なく

徴収する新税の導入よりも望ましく…、新税の検討・導入に先行して検討・導入されるべき制度であると考えるが、もし貴県が異なる見解を持つのであれば、その根拠とともに明らかにされたい。そのうえで、貴県は、貴県が主張される財政需要を充足するために基金を設けて対応することを検討されたか、検討されたのであればその検討状況を、もし検討していないのであれば、なぜ検討しないのかを、明らかにされたい。」(意見書兼質問書 8 頁)と質問したところであるが、貴県は最終報告書において、中里実教授の上記御見解を踏まえた上での検討・回答を全く行っていないことから、改めてこの点について具体的に回答されたい。

(3) 環境目的税に関する検討の欠如

貴県は、「『水源かん養税』、『産業廃棄物税』、『入山税』など、本県にふさわしい環境目的税について調査研究を行った。」(最終報告書 1 頁)と述べて、あたかも環境目的税についての検討を行ったかのように主張するが、最終報告書から明らかのように、貴県は、県民税均等割の超過課税の手法を含めた環境目的税についての幅広い検討を全く行っていないと言わざるを得ない。

すなわち、当会らは、意見書兼質問書において、「『法定外税を導入する以前に、まずは住民税の超過課税のような薄く広く負担される方法を考えるべき』、『法定外税を導入する場合も、薄く広く課税する方式を基本に考えるべき』、『もし他の課税方式より負担が緩やかな、狙い撃ち的でないもので済むのなら、…狙い撃ち的でない方式を選択すべき』」という前掲中里実教授論文を引用した上で(意見書兼質問書 5 頁)、意見書兼質問書(34～35 頁)を含め、再三再四「貴県が税金全体の見直し及び超過課税方式の検討を行っていないことは明らかであり、当初からミネラルウォーター税の導入ありきで検討を行っていたことが明白である」等と指摘した。にも拘らず、貴県は、最終報告書において、当会らの指摘に対して何らの回答をせず、中里実教授の上記見解等も勘案することもなく、県民税均等割の超過課税の手法との比較を自らに都合のよい部分のみを取り出して行っており(最終報告書 6 頁以降。この点については、後記でさらに具体的に反論する。)、貴県が県民税均等割の超過課税の手法を真摯に検討したとは到底言えない。そもそも、「前回回答書において、貴県は『新たな税源として、水道の使用契約者を納税義務者とする水源かん養税及びミネラルウォーターに関する税について検討を行』(回第一の 1)った旨を回答するが、森林整備事業のための財源として、なぜ水道の使用契約者を納税義務者とする水源かん養税とミネラル

ウォーターに関する税の2つの税に検討対象を絞り、当初既に高知県等で検討が進められていた県民税均等割の超過課税方式等の税制を検討対象としなかったのか、その理由を明らかにされたい。当方としては、かかる事実自体からも、貴県が『はじめにミネラルウォーター税ありき』で検討を行っていることが明らかであると考え、この点に関する貴県の見解を明らかにされたい。」(意見書兼質問書 11 頁)と指摘した点について、最終報告書には何らの説明がなされていない。このことから、貴県は、県民税均等割の超過課税の手法との比較を後付けで行ったに過ぎないことは明らかであると考え、貴県の見解を改めて明らかにされたい。

また、県民税均等割の超過課税の手法以外の他の環境目的税についても、当会らは、例えば、「貴県の主張するように、『『環境の世紀』といわれる 21 世紀において、世界に誇りうる環境首都となるよう着実な取り組みを進めるため』(回第一の 1)貴県にふさわしい法定外目的税の検討を行うのであれば、新たな環境基本計画の策定に伴い、貴県としては、改めて、予断を有することなく、貴県におけるすべての環境に係る課題の解決策につき、法定外税によるか、それ以外の手段によるかを含めて幅広く検討を行うべきであると考えるが、この点に関する貴県の見解を明らかにされたい。」(意見書兼質問書 6 頁)等と求めたにも拘らず、貴県は、何らの回答も行わないばかりか、「将来的には、…本税もその一部に組み込んだ環境税体系を構築することを目指した検討を行うことも考えられる。」(最終報告書 28 頁)とのみ述べ、何ら具体的な検討を行っている旨の記述がない。この点については、意見書兼質問書においても、「『将来的には、…本県にふさわしい環境税体系を構築することを目指した検討を行うことも考えられます』として、未だ貴県に『ふさわしい環境税体系を構築することを目指した検討』が全くなされていないことを自認している。即ち、環境税体系そのものを検討するより前にミネラルウォーター税の導入を検討していること自体からも、『はじめにミネラルウォーター税ありき』で検討がなされていることが明らかである」と指摘の上、「貴県が平成 16 年 6 月 24 日の当協議会との面談等の際に、『幅広く選択肢を広げて検討する』と声明して以降、これらの税の検討を再度行ったか、検討されたのであればその検討状況を、行わなかったとすればその理由は何か、明らかにされたい。」(意見書兼質問書 8～9 頁)と質問したところであるが、上記からすれば、貴県は、最終報告書提出に至るまでの間、環境目的税に関する幅広い検討が全くなされていないことを自認したものと捉える他ないが、反論があるのであれば直ちに具体的に明らかにされたい。

また、この点に関連して、当会らは、意見書兼質問書において、平成 15

年 10 月 28 日付「『『ミネラルウォーター税の新設に関する再質問』について(回答)』に関する意見・反論」(以下「前回意見書」という。また、前回意見書の個々の質問項目を示す場合には、「質●」(●は項目番号)と記載する。)により「『貴県とは別個の団体である森林交付税創設促進連盟が国に対する森林交付税の創設要求を取り下げるか否かは、貴県が森林交付税を含めた水資源活用企業等に対する課税の検討を行わぬか否かとは関係のない事柄であり、貴県が森林交付税の創設を含めた慎重な検討を行わないことを正当化することができないことは明らかである。また、同連盟は、貴県の指摘する本年 7 月 9 日に開催された総会において、全国森林環境・水源税創設促進連盟へと発展的に改称し、国に『全国森林環境・水源税』(仮称)の創設を求める運動を展開している。このように同連盟は引き続き環境に係る課税の検討を行っているのであって、貴県の再回答における理屈に従えば、貴県は森林交付税に限らず水資源活用企業等に対する環境に係る課税を幅広く慎重に検討すべきではないか』(質 7)と質問したのに対し、貴県は何ら回答をしていないことから、再度回答を求める。」(意見書兼質問書 11 頁)と指摘した点について、最終報告書では何ら説明がなされていない。当会らが以前より質問していたにも拘らず最終報告書において何ら説明されなかった理由と共に、改めて明らかにされたい。

さらに「前回意見書において、『貴県は、『原因者負担』としての法定外目的税については、引き続き検討する、としているが、そうした原因者負担としての法的外目的税の導入に先駆けて、ミネラルウォーター税を導入する理由は何か。当方が繰り返し主張しているように、新規課税の創設にあたっての手続順序としては、環境政策の大局的な検討の中で、まずこうした原因者負担としての目的税導入の是非についても十分に議論した上で、その後にミネラルウォーター税の是非について検討されるべきであると考えるが、貴県の見解はどうか。『原因者負担』としての法定外目的税の検討状況と共に明らかにされたい』(質 22)と質問したのに対し、貴県は『ミネラルウォーターに関する税について、原因者負担としての考え方をとらない理由』(回第二の 1)を述べる…のみで、質問に正面から回答していない。貴県が平成 16 年 6 月の当協議会との面談等の際に、『幅広く選択肢を広げて検討する』と表明して以降の『原因者負担』としての法定外目的税の検討状況、及び、仮に行わなかったとすればその理由を、再度正面から回答するよう求める。」(意見書兼質問書 12 頁)と当会らが指摘しているにも拘らず、依然として最終報告書には何ら回答がない。貴県は、最終報告書提出に至るまでの間、環境政策の大局的な検討の中で原因者負担としての目的税に関する幅広い検討が全くなされていないことを自認したものと捉える他ないが、反論が

あるのであれば直ちに具体的に明らかにされたい。

(4) 3つの税制に関する検討の欠如

これらの点を措いて、貴県が調査研究を行ったとする3つの税制について取り上げてみても、実際にはミネラルウォーター税導入先にありきで貴県の調査研究は全く不十分であり、具体的な検討を全く進めていないと言わざるを得ない。

すなわち、当会らは、例えば産業廃棄物税について、①貴県が、「産業廃棄物税については、…徴税事務が膨大となること等を課題として挙げて導入の可否についての結論を先送りとしているのに対して、ミネラルウォーター税については導入を具体的に検討すると結論付けていることは、…ミネラルウォーター税がとり易いところからとる、という考えに基づいたものであることを示している」、②産業廃棄物「税のうち『処理段階で課税するもの』について、『特別徴収義務者の事務処理負担が重くなること』を課題として挙げているが、特別徴収義務者となる処理業者は産業廃棄物発生の原因行為者であり、かかる負担を甘受すべき立場にあると言える。むしろミネラルウォーター税が導入された場合には、原因行為者ではないミネラルウォーター事業者が『課税標準となる生産量又は供給量を記帳する義務』を負担することになることからすれば、産業廃棄物税の導入の可否についての結論を先送りしてまでミネラルウォーター税を導入することを正当化する根拠にならないものと思われる」、③「課税により『他の都道府県に産業廃棄物が流出するおそれがある』ことも課題として挙げているが、仮にかかる課題があるとしても近隣県との協調により解決し得ることであり、他の県の実例等を十分に検討せずにかかる課題を理由に導入を見送る合理性はないと思われる」、④「既に4県で実施され、それ以外に5県で導入が決まっているという実績もあり、導入にそれ程の支障があるとは考えにくい」等の指摘・質問を意見書兼質問書(13頁)を含め行っているにも拘らず、貴県は、最終報告書に至っても何ら回答・説明を行っていない。

また、水源かん養税については、意見書兼質問書において、「前回意見書において、水道の使用契約者を納税義務者とする水源かん養税について貴県が課題として挙げた点に関し、『①『水道利用者は、水道料金として既に一定の負担を行っていること』に関連して、貴県は、再回答書の『質問 2-エに対する回答』において、県民税法人税割について超過課税を実施した上で更にミネラルウォーター税を課すことは、『趣旨が異なるから問題ないとしている。このような貴県の理屈からすれば、水道水供給契約という合意に

基づいて水道水供給サービスの対価として支払われる水道料金とは別に、『水源涵養』に係る費用を税金として負担させることは、やはり問題ないはずであり、水源涵養税の導入の可否についての結論を先送りしてまでミネラルウォーター税を導入することを正当化する根拠にはならないと考えられるが、どう考えるのか』(質 5)、『②『県民、産業界に及ぼす影響が広範囲にわたること』については、ミネラルウォーター税は県内のミネラルウォーター産業とその関連産業に大きな打撃を与えるものであるのに対して、『県の水道契約者全体』で『広く薄く』負担をする方が県民・産業界に及ぼす影響は寧ろ小さく、これも水源涵養税の導入の可否についての結論を先送りしてまでミネラルウォーター税を導入することを正当化する根拠にはならないのではないか。そもそも、受益者が広範囲に及び、受益の程度を個別に判別しがたい公共サービスについては、租税により幅広くそのコストを負担するという貴県の発想からすれば、『影響が広範囲にわたること』は、税導入を否定する理由にはならないものと考えられる。にもかかわらず、貴県がこの点を殊更に採り上げているのは、新税導入に対する反対が『広範囲にわたる』虞があることを問題視し、これに対してミネラルウォーター事業のみに対象を絞った税を導入するのであれば広範な反対もなく導入できるであろうという、正に『とり易いところからとる』発想を前提にミネラルウォーター税を検討したのではないかと考えざるを得ないし、まさしく『狙い撃ち』課税である』(質 5)、『③『水道事業者である市町村等を特別徴収義務者とするため、市町村等の協力が必要であること』については、単に行政側の内部事情に過ぎないことから、水源涵養税の導入の可否についての結論を先送りしてミネラルウォーター税を導入することを正当化する根拠にならないことは明らかである』(質 5)と指摘したのに対し、貴県は何ら回答をしていないことから、再度回答を求める。」(意見書兼質問書 12～13 頁)、「前回回答書において、貴県は『昭和 60 年代初頭に国で検討された全国一律の水源税構想が実現されなかったこと、いくつかの道府県で検討されているものの、いまだ実現に至っていないこと等』(回第一の 1)を水道の使用契約者を納税義務者とする水源かん養税を採用できない根拠として挙げているが、全国一律の水源税構想が実現されなくとも、貴県において同税を採用することの支障となるものではないし、貴県以外に検討を行っている県が全く存在しないミネラルウォーター税とは異なり、水源税は貴県が自認されるように複数の県が具体的な検討を行っているのであるから、上記の貴県の回答は、同税を採用できない理由としては甚だ不十分であると言わざるを得ない。もし貴県が、なおも上記で同税を採用しない理由として十分であると考えるのであれば、その根拠を明らかにされたい。」(意見書兼質問書 13 頁)と質問したのに対して、最終報告書においては何ら触れられていない。貴県がミネラルウォー

ター税導入の議論を本格化させる以前に、意見書兼質問書以前に行った産業廃棄物税を含めたその他の税制に関する当会らの質問について、正面から回答するよう改めて求める。

また、当会らが、「貴県は中間報告の時点で、上記 3 つの税について『引き続き検討を進めることが適当である』と述べていたが、中間報告後 1 年近くが経過した現時点までの検討状況を明らかにされたい」と質問し、また、「仮に貴県が『幅広く選択肢を広げて検討する』と言明した昨年 6 月の当協議会との面談以降も検討していないとすれば、その理由は何か、明らかにされたい。」(意見書兼質問書 15 頁)と指摘したのに対し、貴県は、最終報告書に至っても何ら説明を行っていない。このことから、貴県は、上記 3 つの税について「検討を進める」と述べながらも、実際にはミネラルウォーター税導入先にありきで具体的な検討を全く進めていないことが裏付けられていると考えるが、もしも反論があるのであれば具体的に明らかにされたい。

(5) 関係事業者の意見聴取の欠如

貴県は、最終報告書において、「研究会においては、2 年余りにわたり、県民や関係事業者の意見を参考に…検討を進め」と述べるが(最終報告書 1 頁)、かかる「県民や関係事業者の意見」は具体的に何を指すのか不明であることから、明らかにされたい。その上で、仮に「関係事業者の意見」が当会らの意見を指すのであれば、どのように参考にされたのか、具体的に明らかにされたい。当会らとしては、最終報告書の記載を見ても、貴県が当会らの意見を参考にした点を見出すことはできず、寧ろ、貴県は、実際には当会らの主張を全く無視しているという他ないと考える。そのため、貴県が、最終報告書においてあたかも関係事業者である当会らの意見を斟酌したかのような記載をしているのは、事実と反し、不当であると考え、この点についての貴県の見解を明らかにされたい。

(6) 事前手続履践の欠如

貴県は、「県民や関係事業者の理解と関心を深めるため、シンポジウムを 2 回(平成 15、16 年度に各 1 回)、講演会を 1 回(平成 16 年度)開催」した(最終報告書 1 頁)として、あたかもミネラルウォーター税を導入するための事前手続を履践しているかのように述べる。

しかしながら、貴県の近隣県である神奈川県を含め、他県では多い場合に

は数十回に及ぶ県民集会等を実施しているのであって、貴県におけるシンポジウムや講演会等は、これらと比較して圧倒的に回数が少ない。かつ、その内容も、広く一般県民や納税義務予定者が集まって、新税に関する問題点を議論したものではなく、特に講演会については県や市町村関係者が出席者の大半を占める内部勉強会的なものであり、必要な手続を実施しているとは到底言いがたいものである。この点に関しては、意見書兼質問書においても、「他県の事例をみると、たとえば、水源環境税導入等の検討を行っている神奈川県では、『県のたより』という広報誌において、県民に対し水源環境保全施策についてわかりやすく説明することを試みるとともに、水源環境保全施策と税制措置に関して県民との協議を実現するため、県内各地で 22 回にわたる『県民集会』を企画している。また、高知県が実施したアンケートは税の導入自体とは関係のない事柄であっても一万人規模のアンケートが行われている（「環境会議・秋号」(宣伝会議、2003 年)167 頁)。このことからしても、貴県が現在までに行ったシンポジウム等では、ミネラルウォーター税導入の是非を議論するためのものとして到底不十分であると考えられるが、貴県はいかなる見解をお持ちか、再度お聞かせいただきたい」と質問するとともに、上記の観点からすれば、貴県が実施・開催したアンケートやシンポジウム等も、ミネラルウォーター税導入の是非を議論するためのものとして到底不十分であると考えられることについて、貴県の見解を明らかにするよう求めた(意見書兼質問書 37 頁)が、貴県は、最終報告書においても回答を行っていない。したがって、当会らは、貴県により実施・開催されたアンケートやシンポジウム等が、ミネラルウォーター税導入の是非を議論するためのものとして到底不十分であることを貴県が認めたものと理解するが、反論があれば具体的に明らかにされたい。

また、シンポジウムについては、当会らが、貴県に対し、「本年 9 月 10 日に実施された第 1 回目のシンポジウムについて、当協議会のパネラーに与えられた時間は極めて短く、当方の主張のほんの一部しか表明できなかった上、貴県側から納得のいく合理的な説明がなされたとは到底いえないから、当方は、当該シンポジウムは新税導入にあたり必要とされる手続の履践とはなり得ないものとするが、もし貴県が異なる考えを持つのであれば、根拠とともに明らかにされたい。さらに、昨年 10 月に開催された第 2 回目のシンポジウムにおいては、そもそも当会らにはパネラーとしての出席・発言の機会すらも与えられなかったが、その理由は何か。かかるシンポジウムの開催はプロセスとして不公正であることは明らかであり、新税導入にあたり必要とされる手続の履践とはなり得ないものとするが、貴県の見解を明らかにされたい。」(意見書兼質問書 36～37 頁)旨質問したのに対して、貴県は、

最終報告書においても、何ら回答を行っていない。当会としては、貴県は当会らの主張を認めたものと考えているが、もし異なるのであれば貴県の見解を具体的に明らかにされたい。

さらに、当会らは、貴県に対し、「第 2 回シンポジウムには、①配布された資料(資料 2)において『山梨県ミネラルウォーター協議会の主張』として記載されている内容が、これまで当方が主張してきた内容のごく一部に過ぎない上、前講演会において配布された資料と比較して貴県側の考え方についてのみ一方的に加筆がなされているという偏頗な内容のものであること、②『山梨県ミネラルウォーター協議会の理解が得られるよう、随時、話し合いを重ねている』(配付資料 3 頁)という記載や、『現在、この税(森林環境(保全)税)を導入又は導入を検討している県は、水源から河口までが同一県内で完結して』(配付資料 3 頁)いるとの記載等、客観的事実に反する記載を含むものであり、貴県の検討状況が全く不十分であることを如実に示しているのみならず、一般市民をして、誤った事実認識に基づき、ミネラルウォーター税の導入に賛成する意思を形成せしめようとする誤導的なものであること、等多数の問題を指摘せざるを得ない。従って、第 2 回シンポジウムは、法定外目的税の導入につき『慎重かつ十分な検討が行われることが重要であり』『納税者を含む関係者への十分な事前説明を行うことが必要であること。特に特定かつ少数の納税者に対して課税を行う場合には、納税者の理解を得るよう努めることが必要』とする総務省通知の精神からは大きく隔たったものであり、納税者となる当会に対する事前説明の履践とは全くなり得ないと言わざるを得ない。もし貴県が異なる見解を持つのであれば、その根拠とともに明らかにされたい。」(意見書兼質問書 37 頁)と指摘したが、貴県は、平成 17 年 2 月 8 日付「『やまなしの水と森林』シンポジウムⅡその他に関する意見及び要望に対する回答」において、上記②の点につき「多少不正確な記載だといえますが」と事実と異なることを認めながらも、「誤導的なものとはいえない」などと述べる他は、最終報告書においても、何ら回答を行っていない。このような貴県の回答は、法定外税の導入手続については慎重な検討が必要とされるという上記総務省通知の精神に背くものであって、到底事前説明の履践とはなり得ないことは明らかであると考えているが、貴県の見解を改めて伺いたい。

次に、アンケート調査に対しては、当会は貴県に対し、再三再四、「アンケート項目に関して、『反対』の項目について、『賛成』の項目と異なり、条件付きの項目が存在しないため、『反対』の意思がアンケート結果に反映されにくく(平成 17 年 1 月 18 日付日本経済新聞 25 面(地方経済面)参照)、かつ、『税負担の程度にもよるが賛成』という項目は、『税負担の程度にも

よるが反対』の意味を含むものであり、回答の選択肢として不適切であるという問題がある。このような設問は恣意的に結果を誘導するようなものであって、貴県が実施した今までのアンケート調査は、新税導入にあたり必要な手続の履践とは到底評価できないと考えるが、この点につき、もし貴県が異なる見解を持つのであれば、その根拠とともに明らかにされたい。」(意見書兼質問書 38 頁)、「貴県のアンケートは、①誰もが反対することのないと予想される『森林保護・整備事業の重要性』につき意識させる質問項目の後で、ミネラルウォーター税の導入につき質問すること、また、②第 1 回アンケートでは、他の多くの県において森林保全のための財源確保の方式として、県民全体で広く薄く負担する方式が採用され又は取り組まれていることに関する情報を提供せず、第 2 回アンケートでも、アンケート対象者である県政モニターに送付されたアンケートの冒頭の『平成 16 年県政モニターアンケート』と題する書面において、『県民に広く薄く課税する森林環境税…を導入しているところもあります』と記載するのみで、森林保全のための財源確保のための方式としては、『県民に広く薄く課税する森林環境税』の方式が全国的な主流である上、租税法学者を含めた専門家等から、かかる方式には法的に問題がないのに対して、ミネラルウォーター税には極めて課題・問題が多い旨が指摘されていることに触れないこと等によりミネラルウォーター税賛成に誘導している。そのため、貴県が実施した今までのアンケート調査は、新税導入にあたり必要な手続の履践とは到底評価できないと考えるが、この点につき、もし貴県が異なる見解を持つのであれば、その根拠とともに明らかにされたい。」(意見書兼質問書 38 頁)、「前回回答書において、貴県は『アンケート調査の実施に当たっては、昨年 9 月に実施したアンケート調査のように、調査の説明文に貴協議会の意見(事前に内容をチェックしていただきました。)を並べて記載するなど、本県の考え方のみを提示することのないよう努めています』(回第四の 3)と回答するが、そもそも当協議会が伝えた当方の意見内容の多くを捨象しており、事前に内容をチェックした等とは評価できない。その点を措くとしても、当会の主張を単に記載するだけでは足りないことは当然であり、当会からは、貴県に対して、当会の意見を正確にかつ少なくとも県側の主張の記載と同程度の分量で記載する必要がある旨等を要請してきたところである。しかしながら、貴県は、第 1 回目のアンケートでも、昨年 12 月に行われた第 2 回アンケートにおいても、アンケートの参考資料において、当協議会の意見のごく一部に言及しているものの、他の主要な主張を割愛し、また、貴県の主張の方が大幅に詳細かつ分量的にも多く記載されている。さらに、第 2 回アンケートにおいては、当協議会に対して意見を述べる機会すら与えられていない。このように、第 2 回アンケートも、第 1 回アンケートと同様、適切な方法で行われたとはいえ

ず、新税導入にあたり必要な手続の履践とは到底評価できない。この点につき、もし貴県が異なる見解を持つのであれば、その根拠とともに明らかにされたい。」(意見書兼質問書 38～39 頁)と指摘した。しかしながら、最終報告書においても、貴県からはこれらの点に関して何らの回答もなされていない。したがって、当会としては、貴県は当会の主張を認めたものと考えますが、もし異なるのであれば貴県の見解を具体的に明らかにされたい。

「2 山梨の水と森林の現状と課題」について

(1) 森林の水源かん養機能について

貴県は、最終報告書において、「森林法に基づく水源かん養保安林に 163,000ha が指定され、森林の重視すべき機能に応じて 208,000ha を水土保全林に位置づけている。本県の水源かん養保安林が森林面積に占める割合は 47%と、全国平均(27%)を大きく上回っており、また、本土保全林についても、森林・林業基本計画における全国の目標値(52%)に比べて高いものとなっているなど、本県の森林は、水源かん養機能の維持・保全を重視して管理経営されている」と述べる(最終報告書 1～2 頁)。

しかし、当会が、意見書兼質問書(24 頁)においても指摘したとおり、水源かん養保安林に指定しているからといって、貴県も認めるどころの県土や自然環境の保全、レクリエーションや教育の場としての利用のほか、土砂災害防止、洪水緩和、水量調節等様々な森林の公益的機能があることは論を待たないところである上、そもそも水土保全林は、「公益的機能別施業森林区域内に存する森林であって、水源のかん養の機能又は土地に関する災害の防止の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林として市町村森林整備計画において定められている森林」として市町村長の認定に係るものであり(森林法 11 条、森林法施行規則第 9 条の 2)、また、水源かん養保安林は、農林水産大臣又は都道府県知事が水源かん養の目的を達成するために必要があると判断するときに指定するものであって(森林法 25 条、25 条の 2)、いずれも水源かん養機能以外の森林の多様な機能が当該森林については重要でないという認定を伴う制度ではない。したがって、これらの認定ないし指定を受けていることから直ちに当該森林の実際上の最も大きな機能が水源かん養機能であることが論理必然で導かれるものではない(しかも水土保全林については、水源のかん養の機能ではなく、土地に関する災害の防止の機能の維持増進を図るためのものも含まれる。)。したがって、森林の水源かん養機能を強調してミネラルウォーター産業のみに負担をさせることを正当化することはできない。この点に関して貴県は最終報告書においても何ら

回答をしていないが、当会の考えを認めたものと考えてよいか。貴県の見解を明らかにされたい。

また、貴県は、最終報告書において、「本県は、生活用水の約 7 割を地下水・湧水に依存するなど、地下水が県民生活にとって重要な資源となっている。また、清浄で豊富な地下水が存在することにより、地下水を井戸から汲み上げ塩素消毒しただけで飲むことができることから、簡易水道が給水対象とする人口の割合が全国一となっている」と述べ(最終報告書 2 頁)、貴県県民のうち非常に多数が広く地下水に係る受益を得ていることを自認している。そうであるとすれば、貴県としては、他の県よりも、県民全体が広く負担する方式による課税方式を模索するべきものと思われるがどうか。貴県の見解を具体的に明らかにされたい。

(2) 森林の公益的機能の低下について

貴県は、最終報告書において、「林業の不振や林業労働者の減少・高齢化などの進行により、民有林を中心に森林の管理水準の悪化・荒廃が進み、森林の公益的機能の低下が課題となっている」と述べる(最終報告書 2 頁)。

しかし、貴県においてかかる機能低下が実際に生じているのか全く明らかではない。この点に関し、当会は、意見書兼質問書において、「仮にかかる事態が実際に生じているのであれば、具体的にどのような状況がいつから発生しているのか、現在まで貴県としてどのような対応を行ってきたのかをその成果と共に明らかにされたい。」と指摘し(意見書兼質問書 20 頁)、また、「前回意見書において、当会が、「再質問状において『最近になって水源涵養のための森林整備事業を大幅に拡充しなければならないような特段の事情』の有無を質問したのに対して、貴県はわが国の林業経営環境の悪化に基づき森林の管理水準の低下が危惧されていること等を挙げているが、かかる事態は最近になって判明したことではないのではないかと考えるが、貴県の見解を明確にされたい」と質問したが(意見書兼質問書 7 頁)、貴県は最終報告書においてもこれらに対する回答を行っていないことからすると、貴県はかかる機能低下を実際に明らかにすることができないか、あるいはかかる事態は最近になって判明したことではなくいずれにせよ新たな財政需要は存在しないものと考える。

またこの点に関連して、当会は、意見書兼質問書(20～21 頁)において、貴県は「『他地方自治体との間で新たにミネラルウォーター税導入を必要とするだけの特別の財政需要に関する差異』について何ら答えていないことか

ら、かかる『他地方自治体との間の差異』について具体的に明確にされたい。また、…長引く不況等による林業経営の圧迫や林業就業者の減少傾向等は貴県以外においても同様である。そのため、かかる森林環境の現状という観点からも『他地方自治体との間で新たにミネラルウォーター税導入を必要とするだけの差異』が存在するの否かを具体的に明らかにされたい」旨質問したが、貴県は最終報告書においても何ら回答をしていない。かかる貴県の対応からすると、貴県と他地方自治体との間で新たにミネラルウォーター税導入を必要とするだけの特別の財政需要に関する差異はないと言わざるを得ないと考えるが、もし反論があるのであれば具体的に反論されたい。

(3) 森林整備とミネラルウォーターの受益との関係の不明確性

貴県は、最終報告書において、「水源の持つ水源かん養機能などの公益的機能を十分に発揮するためには、計画的な森林の保全・整備が必要であり、…公的な関与による森林の整備を行う必要がある」とした上で、「森林によって育まれる豊かな地下水資源を将来にわたって安定的に利用していくために、地下水資源の保全と適正利用を図る必要がある。」と述べる(最終報告書2頁)。

しかし、意見書兼質問書(23～24頁)においても述べたとおり、山梨大学工学部長である鈴木嘉彦教授は、そのホームページ(<http://sakura.hpc.esse.yamanashi.ac.jp/~yosihiko/>)において「おいしい水という意味では、ミネラルウォーターは、土壌・地質の影響を多く受けていると考えられ、森林との関係が明確でない。山梨県のミネラルウォーターが特徴的なもので、おいしい水の由来であると仮定して、それを保全する場合、土壌・地質的な観点からの保全が必要なのか、森林の影響を考慮することが重要なのか、両者の関係が不明のままである。このままでは、水源涵養といいながら、どのような方策を展開すると水源涵養になるのかが明確でない」と明快に述べておられる(なお、貴県も「地下水については、浸透や流動のメカニズムなど、まだ解明されていない部分も多い」ことを認めている(山梨県森林環境部「山梨県水政策基本方針(素案)」11頁。))ところからすれば、水源かん養事業から生じる水質・水質以外の全ての要素について、ミネラルウォーター産業が得る受益の程度が他の産業等と比べて高いとは言えないことが明らかである。(この点について、貴県は最終報告書においても反論を行っていないことから、貴県も認めたものと理解している。)したがって、仮に公的な関与による森林の整備を行う必要があるとしても、その財源をミネラルウォーター事業者にのみ負担させることには、受益と負担の因果関係が全く不明確であり、合理性を認めることができない。

(4) 県が行う事業と水源かん養機能の維持・保全との関係の不明確性

貴県は、最終報告書において、「県有林の全森林に占める面積割合(46%)は、全国一となっている」とした上で、「計画的な森林の保全・整備が必要であり、…公的な関与による森林の整備を行う必要がある」と主張する(最終報告書1~2頁)。

しかし、当会が意見書兼質問書(21~22頁)においても明らかにしたとおり、県有林が占める割合が大きいことをもって、県の事業によって水源かん養の維持・保全が実現されているという説明は、全く論理的な説明とは言えないし、後記のとおり、貴県は新税導入に係る財政需要として民有林の整備を挙げており、県有林の占める割合が高いからといって、県が行う事業により水源かん養機能の維持・保全が実現されている側面が強いとは言えず、かかる事業についてミネラルウォーター産業に対してのみ負担を求める合理性も存在しない。また、そもそも民有林に対する事業の実施の受益者が森林所有者であることは、当会が意見書兼質問書等において繰り返し主張したところであり、貴県としても反論の余地はないものと思われる。そうであるとすれば、水源かん養のための森林整備事業からミネラルウォーター産業のみが特別の受益を受けているわけではないことは明らかであり、ミネラルウォーター産業のみに課税する合理的理由とはならないものとするが、貴県の見解を明らかにされたい。

(5) 既存財源での対応

貴県は、最終報告書において、「本県の財政状況は極めて厳しく、三位一体改革による税源移譲や行財政改革の取組を考慮しても、新たな取組を実施していくためには既存財源だけで対応するのは困難であり、新たな財源が必要とされている。」と述べる(最終報告書2頁)。

しかしながら、意見書兼質問書において、「『行財政改革プログラム』により削減される予定の…具体的な歳出削減額及び、これらのコスト削減により、新税導入は不要になるのではないか、明らかにされたい。」(意見書兼質問書7頁)と主張したにも拘らず、最終報告書においては、何らの具体的な説明もなされていない。改めて、この点を明らかにされると共に、「三位一体改革による税源移譲」による税収増加額の具体的な見込みと、これらにより本当に対応することができないのかについて詳細に明らかにされたい。

「3 山梨の良質な地下水資源を守っていくための具体策」について

(1) 新たな特別の財政需要の不存在

当会らが既に繰り返し主張している通り、実質において受益者負担金の性質を持つ法定外目的税については、その導入を正当化するための特別な財政需要が必要とされるのは当然であり(平成 13 年 12 月課税自主権活用研究会「課税自主権の活用のあり方について」(財団法人自治総合センター発行)9 頁)、かかる財政需要は、新たに課税を行うこととの関係で「特別な」財政需要である以上、当然に「新たな」財政需要であることが求められるというべきである。そして、ミネラルウォーター税導入を必要とする「財政需要」が認められるためには、ミネラルウォーター事業者の受益との因果関係が明確な新たな特別の財政需要が存在することが必要である。

そして、貴県は、最終報告書において、「新たな財源による税収は、既存の事業ではなく新規の事業に充当する」と述べることから(最終報告書 2 頁)、実質において受益者負担金の性質を持つ法定外目的税を導入するには「新たな」財政需要が必要であることを貴県としても自認したものと考えてどうか。貴県の見解を明らかにされたい。また、「新たな」財政需要の有無につき、貴県は、前回回答書においては、「この事業(ミネラルウォーター税の用途とする事業)は、既存の水源かん養事業の整備・充実に含まれるので、貴協議会が主張する意味では『新たな』『特別の』財政需要とはいえません」(回第一の 2)と述べており、ミネラルウォーター税の用途の主張につき明らかに変遷が見られる。税収の用途に関する説明がこのように変遷していること自体、ミネラルウォーター税に関し、法定外目的税導入の前提である新たな特別の財政需要が存在しないことが裏付けられていることは明らかであると考えるが、貴県の見解を明らかにされたい。

また、当会らの再三にわたる質問・要請にも拘らず、ミネラルウォーター税の導入を必要とするだけの特別の財政需要、すなわち、同税の用途とされる事業の必要性・緊急性についての合理的な説明が全くなされていない。

すなわち、当会らは、意見書兼質問書(15～16 頁)において、①貴県が 2003 年 8 月 26 日付「『ミネラルウォーター税の新設に関する再質問』について(回答)」においてミネラルウォーター税の財政需要として挙げていた、「(前略)自助努力による林業経営の取り組みを進めること」(質問 I -アに対する回答)が、特段の理由もなく前回回答書以降は一切言及されていないこと、②昨年 6 月の貴県との面談の際に受領した「ミネラルウォーター税充当事業(例)」においては、(i)そもそも貴県が従来より説明していた財政需要である水源かん養事業とは全く関係がなく、かつ、その主たる受益者は森林経

営者であると考えられる「里山林の維持、保全」を税収の使途とし、(ii)その他にもミネラルウォーター税の導入が先にありきということで後付けとして当該書面において初めて浮上した構想であるとしか評する他なく、ミネラルウォーター産業の受益との因果関係も不明確な、ミネラルウォーター税の導入を正当化し得る財政需要と言えないものを税収の使途として挙げるなど、ミネラルウォーター産業のみを課税対象とするミネラルウォーター税の導入を正当化するような財政需要は全く存在しないと言わざるを得ないと指摘したにも拘らず、貴県は、最終報告書においても、上記①及び②について何ら回答を行っておらず、ミネラルウォーター税の税収を充てる「具体的な施策」として、依然として「里山林の保全」、「民間が主催する森林環境教育・体験林業教室の支援」、「普及啓発のためのイベントの開催」といったように、水源かん養事業とは全く関係がなく、ミネラルウォーター産業の受益とも因果関係がきわめて不明確な事業を列挙するのみで(最終報告書 3~4 頁)、ミネラルウォーター税の導入を正当化し得る財政需要が存在することを一切実証していない。

そして、当会らは、貴県の掲げる施策が、ミネラルウォーター税の導入が先にありきで後付けとして初めて浮上したものに過ぎないこと(上記②(ii))等について、意見書兼質問書において、

(ア)「前回回答書において、貴県はミネラルウォーター税の財政需要(回第一の2)や使途(回第三の5)について縷々述べているが、貴県が2003年8月26日付『『ミネラルウォーター税の新設に関する再質問』について(回答)』においてミネラルウォーター税の財政需要として挙げていた『立地条件に恵まれたヒノキ優良造林地等においては、森林所有者や林業事業者が造林補助、金融、税制上の措置を有効に活用し、経営基盤を強化するとともに、施業単位の集団化、路線の整備、高性能林業機械の導入を図りながらコストの縮減に努め、木材の利用拡大を進める等、自助努力による林業経営の取り組みを進めること』(質問Ⅰーアに対する回答)については、一切言及がなされていない。なぜこの点がミネラルウォーター税の財政需要ではなくなったのか、その理由について明確に回答されると共に、このようにミネラルウォーター税の財政需要とされるものの内容が貴県において変遷することからして、当初からミネラルウォーター税の導入を必要とするだけの財政需要は存在していないこと、及び、貴県が『はじめにミネラルウォーター税ありき』で検討を行っていることが明らかであると考えるが、これらの点に関する貴県の見解を明らかにされたい。」(意見書兼質問書 17 頁)

- (イ)「前回回答書において、貴県は『公益的機能の高度発揮が求められる森林について、長伐期化や複層林への誘導等ができるよう公的な関与を行う事業を検討していますが、これは、現在、一部の民有林に対して実施しており、事業の対象地域を広げることを検討しています』(回第一の 2)と回答するが、対象地域を広げる具体的な必要性があるのか。また、いつからかかる検討を行ったのか、具体的な資料を出されたい。ミネラルウォーター税構想が先にあつて、それに基づいて出てきた税収の使途であり、ミネラルウォーター税の導入を正当化しうる財政需要とは言い難いと考えるが、貴県の考え方を明らかにされたい。」(意見書兼質問書 17～18 頁)、
- (ウ)「前回回答書において、貴県は『ミネラルウォーターの水源がある市町村長から、当該市町村が行う水源かん養に係る事業の財源に充てられるよう税収の一部を交付してもらいたいとする要請があり、これらの仕組みについても検討を進めています』(回第一の 1)と回答するが、市町村が行う水源かん養に係る事業の財源に充てるという構想は、前回回答書において初めて出てきたものであり、平成 14 年 12 月の貴県地方税制研究会の中間報告を始めとする、それ以前の書面では全く触れられていない。そのため、上記の財源に係る構想は、ミネラルウォーター税の導入が先にありきで、それに基づいて(後付けとして)市町村が要請を行って浮上した構想であり、ミネラルウォーター税の導入を正当化しうる財政需要といえないことは明らかであると考えるが、貴県の考え方を明らかにされたい。また、貴県がミネラルウォーター税の税収の 2 分の 1 を市町村に交付するという構想を持つに至ったという事実は、そもそも当初から県レベルではミネラルウォーター税導入を必要とする財政需要はないことを示していると言わざるを得ないが、この点につき、もし貴県が反論するのであれば、その根拠とともに明らかにされたい。加えて、ミネラルウォーター税の税収の交付を受けた市町村が具体的にどのような事業の財源にあてるのか、及び、県と市町村との役割分担についても、明らかにされたい。また、そのような市町村による事業は既存財源で対応できるのではないか、既存財源で対応できないのであれば、その根拠についても明らかにされたい。」(意見書兼質問書 18 頁)、
- (エ)「前回回答書において、貴県は『水源かん養機能の維持とその機能発揮』がどの程度達成できたかに関する効果の検証方法について、『具体的な内容については、本税を財源とする事業の構築と併せて検討を進めていきます』(回第三の 7)と回答するが、かかる回答からすれば、貴県は、本税を財源とする事業の構築については、ミネラル

ウォーター税の導入が先にありきで後付けでその内容を検討しているものであり、従って、そもそもミネラルウォーター税導入を必要とする『財政需要』が存在していないことは明らかであると考えるが、貴県の見解を明らかにされたい。なお、上記効果の検証方法に関する現在の検討状況についても明らかにされたい。」(意見書兼質問書 18 頁)、

(オ)「昨年 6 月の貴県との面談の際に受領した『ミネラルウォーター税充当事業(例)』によれば、貴県は、『私たちの生活に身近な存在である…里山林の維持、保全のため』に『里山林整備地域活動支援交付金事業』にミネラルウォーター税の税収を充当することを予定されているようであるが、当該事業と水源かん養とはどのような関係に立つのか。当該事業の趣旨欄の記載からすれば、水源かん養事業として行うものではないと考えられるが、仮に否定するのであれば水源かん養事業として行うものである旨を当該書面で記載しなかった理由を具体的に明らかにされたい。そして、当該事業が水源かん養事業として行われるのでないのであれば、そもそも貴県が従来より説明していた財政需要とは全く異なるものであり、ミネラルウォーター税導入を正当化しうる財政需要といえないことは明らかであると考え、この点についての貴県の見解を明らかにされたい。また、仮に水源かん養事業として行われるものであるとしても、かかる構想は、当該書面において初めて出てきたものであり、平成 14 年 12 月の貴県地方税制研究会の中間報告を始めとする、それ以前の書面では全く触れられていないことからすれば、上記の財源に係る構想は、ミネラルウォーター税の導入が先にありきで、後付けとして浮上した構想であり、ミネラルウォーター税の導入を正当化しうる財政需要といえないことは明らかであると考え、貴県の見解を明らかにされたい。」(意見書兼質問書 18～19 頁)、

(カ)「『ミネラルウォーター税充当事業(例)』によれば、貴県は、ミネラルウォーター税の税収を『県民に森林の大切さを理解してもらおう場所として…活用』することを趣旨とする『水源かん養機能發揮展示林整備事業』や、『森林の水源かん養機能についての県民の理解を深める』ことを趣旨とする『水土保持機能向上調査費』、『県内の森林づくりに関する情報を発信している森林づくりフィールド情報ネットの運用支援』を趣旨とする『『やまなし森の教室』支援事業』に充当することを想定しておられるようであるが、これらの事業を他の項目に先立って行う具体的必要性を明らかにされたい。また、貴県の平成 16 年 3 月『山梨県緑化計画』によれば、緑の環境教育や森林整備を目的と

する普及啓発等については、緑化センター、緑の募金、みどりの基金を活用することが掲げられており、ミネラルウォーター税の税収を充てて上記のそれぞれの事業を実施する必要性はないのではないか。さらに、これらの構想も、当該書面において初めて出てきたものであり、平成 14 年 12 月の貴県地方税制研究会の中間報告を始めとする、それ以前の書面では全く触れられていないことからすれば、上記の財源に係る構想は、ミネラルウォーター税の導入が先にありきで、後付けとして浮上した構想であり、ミネラルウォーター税の導入を正当化しうる財政需要といえないことは明らかであると考えるが、貴県の見解を明らかにされたい。」(意見書兼質問書 19 頁)、

(キ)「前回意見書において、『貴県は、『質問 1-I に対する回答』と同様、『森林所有者や林業事業体を支援しながら…安定的な林業経営の取り組みを推進』すること、『山地災害に対し安全、安心な生活を確保する』ことなど、ミネラルウォーター事業と特別に関係しない、森林経営者や県民全体を受益者とする事業を挙げており、ミネラルウォーター税を導入する必要性を根拠付ける水源涵養に係る森林整備事業についての財政需要が存在しないことを本項目においても露呈している』(質 4)と指摘したのに対し、貴県は正面から回答していない。そればかりか、貴県は前回回答書において『県民やミネラルウォーター産業を含む県内事業者に良質な水を安定的に供給するため』水源かん養事業を行う必要がある旨を述べており(回第一の 4)、水源かん養事業が県民・県内事業者全体を受益者とするものであることを自認しているのであり、ミネラルウォーター税を導入する必要性を根拠付ける財政需要が存在しないことは明らかであると考えるが、貴県の正面からの回答を再度求める。」(意見書兼質問書 19~20 頁)、といったように数々の指摘をしているが、貴県は最終報告書においても依然として回答を行っていないことから、これらについては改めて貴県の見解を明らかにするよう求める。

また、意見書兼質問書(20 頁)において、当会らは、貴県に対し、貴県は、当方の再三にわたる回答要求にも拘らず、「『他の事業や予算項目に先立ってまで水源涵養のための森林整備事業を行う必要性、緊急性』を明らかにせず、かつ、例えば、『山梨県行財政改革プログラム』の『(別記)県単独補助金の見直しの方向』によれば、『森林・林業の基盤及び施設整備に対しては、補助制度がスタートして 20 年以上が経過し、一定の成果は得られた』として、『現行の補助率の嵩上げについては、継続中の事業等を除き原則として廃止します』(65 頁)としていること、第 2 回シンポジウムにおける配付資料 1 頁によれば、貴県は『現在は、地下水やミネラルウォーター

ターの水質汚染や水不足の問題には直面していない』ことから、貴県の述べる森林整備事業を行う必要性・緊急性はないものと考えるが、仮にそうでないというのであれば、その根拠を具体的に明らかにされたい。」と指摘したが、貴県は最終報告書においてもこの点について回答を行っていない。

当会らとしては、意見書兼質問書(22頁)でも述べた通り、貴県は、平成16年2月「山梨県長期総合計画 創・甲斐プラン21 実施計画」において、平成16年度から5か年における、貴県の「施策の方向に沿った具体的な事業を明らかに」(同1頁)すべく、各事業の項目・事業内容等と事業費を記載しているが、当然のことながら、貴県が同計画策定時点における財源により十分に実行できるものとして同計画を策定したものであり、また、その際には、同時点において条例案が上程さえされていなかったミネラルウォーター税による税収は勘案していないとすれば、「多様な森林整備の推進」のための「森林区分に応じた森林整備」及び「間伐の促進」(同96頁)並びに「森林の保全」のための「保安林の整備」(同99頁)は、ミネラルウォーター税を導入することなく行い得るものであって、貴県が森林整備事業を行う必要性・緊急性はなく、新税の導入を必要とする財政需要は存在しないことは明らかであると考えるが、貴県の見解を改めて明らかにされたい。

(2) ミネラルウォーター税による税収の使途とされる事業について、ミネラルウォーター事業者の受益を見出し難いこと

貴県は、最終報告書3(1)(2~3頁)において、「森林の水源かん養機能を高めるために…間伐や保育事業などの森林整備事業を、主に水源かん養保安林及び水土保全林を対象として実施する。」(最終報告書3頁)と主張し、3(2)(3~4頁)において「具体的な施策」を多数列挙する。

しかし、貴県は、例えば、間伐の「具体的な施策」として「ダム上流の人工林等での間伐」を挙げているが、かかる間伐によってミネラルウォーター産業が直接の受益を受けるとは到底考えられないし、同様に「具体的な施策」として挙げている「民有林の公的管理等(人工林の間伐…)」についても、直接の受益者が民有林の所有者であることは明らかである。

また、これらの「具体的な施策」のうち「水源かん養機能を高度に発揮するモデル森林の造成、展示」や、「地下水資源に関する総合的な調査」、「民間が主催する森林環境教育・体験林業教室の支援」、「普及啓発のためのイベントの開催」等については、これらの事業に基づく受益をミネラルウォーター事業者が享受するの否か全く不明確であるし、その点を措いたとしても受益者がミネラルウォーター事業者に限られないことは明らかである。その他に

貴県が列挙する「具体的な施策」についても、水源かん養機能をどの様に高めるのか、全く具体的にされていない上、そもそも、貴県がミネラルウォーター税に基づく税収により「水源かん養に係る事業の効果を測定する」(最終報告書 3 頁)事業を行うとしていること自体、貴県が掲げる施策がどのように水源かん養機能と結びつくのかが不明であることを自白しているものであって、ミネラルウォーター産業のみに課税する合理的理由は見出せないと考えらる。

「4 山梨の良質な地下水資源を守っていくための費用負担のあり方」について

(1) 特別の受益の不存在

貴県は、最終報告書において、ミネラルウォーター産業は、「他の事業活動とは異なり、通常の受益の範囲を超えた特別の受益を得ているものと考えられる」(最終報告書 4 頁)と主張し、その理由として、具体的には、①「特に良質な水を採取し水そのものが持つ価値を金銭と交換していると考えられること」及び②「付加価値を算出するため地下水に依存する割合が高いこと」と共に、③「地質的特性からミネラルウォーターの原料に適した地下水資源が豊富に存在するが、地下水資源は県が行う水源かん養に係る事業等により育まれたものである」ことを挙げるようである。

貴県が主張する付加価値論の不当性については後述するが、①及び③についても、ミネラルウォーター産業が「特別の受益」を得ているとする根拠となるものではないことから、貴県の主張する「特別の受益」はミネラルウォーター産業には存在せず、ミネラルウォーター税を導入する合理性は存在しないと言わざるを得ない。

すなわち、まず、①ミネラルウォーター産業が「特に良質な水を採取し水そのものが持つ価値を金銭と交換していると考えられること」(最終報告書 4 頁)という貴県の主張は、そもそもその意味するところが明らかではない。すなわち、仮に「水そのものが持つ価値」があるとしても、具体的に「どのような価値」を「どの程度」ミネラルウォーター産業が得ているのかを貴県は全く明らかにしておらず、到底ミネラルウォーター産業が「特別の受益」を得ているという根拠とはなり得ない。

その点を措くとしても、上記の最終報告書における記述は、(その意味するところは必ずしも明らかではないが、)ミネラルウォーター産業があたかも(他に何らの投資等も行わず)水をただ単に採取してそれをそのまま販売して利潤をあげているかのような誤解を与えるものであるが、かかる主張は、

ミネラルウォーター産業が営んでいるビジネスの実態を完全に看過したものであって、根拠を全く欠いている。すなわち、ミネラルウォーター事業者が消費者のもとへミネラルウォーター製品を届けるまでには、採取に関する掘削・揚水等のコスト、無菌充填等に要するコスト、物流コスト、その他人件費・光熱費等のランニングコストや設備投資等のコストが発生しているのであって、ミネラルウォーター事業者の上記を含めた様々な尽力により安全なミネラルウォーター製品が生産されているのである。換言すれば、ミネラルウォーターを、採水した際のままの状態ですべて消費者の元に届けるところにこそ、ミネラルウォーター産業が利潤を得る源泉が存在しているのである。また、山梨産ミネラルウォーターのブランド力の上昇も、事業者による長年にわたる活動の成果である。貴県の上記①の記述は、これらのミネラルウォーター産業の実態を全く勘案しない曖昧模糊とした主張に過ぎず、「特別の受益」がミネラルウォーター産業に存在する根拠とはならない。

次に、③については、まず、当会らが意見書兼質問書(25～26頁)において、「前回意見書において、『貴県が自認するように、地下水脈の全体図がないこと及び森林整備事業施行地区とミネラルウォーター採水地との相関関係がないことに加えて、ミネラルウォーターを採水する際の対象の一部である大深度地下水は森林地域に由来するものが少ないと考えられることの以上の3点からしても、水源涵養機能のための森林整備事業を充実させることにより、ミネラルウォーター産業に対してのみ課税を行うだけの特別の受益が生じる因果関係があるといえる科学的実証的根拠は何らないものと考えられる』(質13)と指摘し、また、『県土への降雨・降雪が県域内に流れ出すこと、ならびに標高の高い地域が県有林他の森林で占められていることから、水源涵養事業とミネラルウォーター産業の受益に十分な因果関係がある、とする貴県の再回答書における回答は極めて乱暴な議論である。まず、地下分水嶺という言葉の存在が示すように、地下水の分水嶺は地上を流れる水の分水嶺とは一致しない。地下水の流れは地下の断層の起伏等によって定まるものである。したがって、仮に貴県指摘のように『山の稜線が県境になってい』るとしても、『山梨県の域内に降った雨や雪は、山梨県の域内に流れ出すものと推定』することも、山梨県内で湧き出した地下水が山梨県の域内に降った雨や雪に起因するものであるということもできない。また、県有林以外への降雨についてはデータがないと言明しており、受益と水源涵養に関する財政需要との因果関係が科学的に実証されていないことは明らかである』(質13)と指摘したのに対し、貴県は何ら回答をしていないことから、ミネラルウォーター事業者のみに対して課税を行うだけの特別の受益が生じる因果関係があるといえるだけの科学的実証的根拠の有無について再度回答を求める。」との要求を行ったにも拘らず、貴県は最終報告書においても何ら回

答を行っていない。したがって、貴県がミネラルウォーター事業者のみに対して課税を行うだけの特別の受益が生じる因果関係があるといえるだけの科学的実証的根拠を有していないことは明らかであり、上記のように「受益と負担の関係」からミネラルウォーター税の導入を正当化することはできない。

また、貴県も「『地下水については、浸透や流動のメカニズムなど、まだ解明されていない部分も多い』ことを認めている以上(山梨県森林環境部「山梨県水政策基本方針(素案)」11頁)、地下水資源は県が行う水源かん養に係る事業等により育まれたものであるなどと結論付けることはできないことは明らかである。この点に関連し、当会らは貴県に対し、繰り返し「ミネラルウォーター事業者がIT産業等の工業事業者や農業事業者と比較して『より利益を受ける者』であることについて説明が必要であるから、貴県がなおもミネラルウォーター事業者にのみ課税を行うというのであれば、この点につき…具体的・実証的な形で説明されたい」(意見書兼質問書28頁)と求めてきたが、貴県は最終報告書に至っても、この点に対する正面からの回答を行っていない。このことから、貴県は、ミネラルウォーター事業者がIT産業等の工業事業者や農業事業者と比較して「より利益を受ける者」であることについても具体的・実証的な形で説明することができず、「ミネラルウォーター産業の場合は、通常の受益の範囲を超えて一般県民や他の県内産業よりも大きな特別の受益を得ている」との貴県の上記主張は、全く根拠のないものであることが明らかである。

(2) 新税導入の検討以前に必要な検討について

貴県は、最終報告書において、「『ミネラルウォーターに関する税』の目的、対象からみて、寄付金、協賛金等の税制以外の適切な手段がないか、検討することとした」(最終報告書5頁)と述べるが、かかる記載自体が、貴県が、最初から、ミネラルウォーター税の導入が先にありきで検討を行ってきたことを裏付けている。当会らが繰り返し何度も主張しているように、地方公共団体は、新税導入検討の前提として、全ての住民に対して公平かつ中立的な立場から、いかなる環境保護政策が必要なのかを検討し、そのうえで必要な財源の確保について、新たな金銭の支出を納税者に対して強制する新税の導入が先にありきではなく、まずは既存の財源の調整で賄えないか、また、税以外の方法で財源を確保することができないかを、大局的観点から検討しなければならない。上記の最終報告書の表現につぶさに現われてるように、貴県はかかる大局的観点からの検討を未だ行っていない以上、貴県の「良質な地下水資源を守っていくための費用負担のあり方」の検討として全く

不十分である。

15 費用負担の具体策の検討について

貴県は、最終報告書において、「税制措置として、中間報告で提案した『ミネラルウォーターに関する税』と、他県での導入事例がある県民税均等割の超過課税の手法、さらに、寄付金、協賛金等の税制以外の手段について比較検討した」として(最終報告書5頁)、6頁においてそれぞれの具体策の比較表を記載し、7頁以下で「検討の結果」を記載している。具体策比較表等に関する反論は下記に項目を改めて述べるが、そもそも貴県の当該比較は当会らが繰り返し指摘した以下の点を含む問題点に全く答えておらず、「『ミネラルウォーターに関する税』を設けることが望ましい」(最終報告書9頁)と結論付けることができる検討が行われたとは到底言えない。

(1) 狙い撃ち課税としてのミネラルウォーター税

まず、貴県は、「中間報告で提案した『ミネラルウォーターに関する税』」と他の手段を比較するとして、ミネラルウォーター税が比較対象となることを所与の前提としているようである。

しかしながら、意見書兼質問書(36頁)においても指摘したように、貴県が昨年7月に行った講演会において配布された岩崎政明横浜国立大学教授の論文「地方行政サービスに適った地方税法制のあり方」10頁は、「近年多くの地方団体では法定外普通税・目的税の創設が検討され、一部実施されているが、こうした動きは、安定財源確保のための税制改革というよりは、たとえわずかな税収でも取り易いところから取るという、あまりに短絡的な政策であるように見える」とする。また、中里実教授も、「現実の法定外税は、選挙を意識するためか、域外の者に対してのみ課税するもの、少数の法人のみを狙い撃ちして課税するもの…などがほとんどである」とする(前掲中里実教授論文)。ミネラルウォーター税もまた上記の批判を免れないと考えられるが、最終報告書では、そもそもこのような当然の批判に対する真摯な対応・検討がなされていないという他ない。行政としては、第一次的にはかかる批判があたらない(当然のことながら税制以外を含む)制度の中で最も望ましいものは何かという比較・検討を行うべきであることが当然であると考えますが、貴県の見解を明らかにされたい。

(2) 税以外の方法の検討の欠如

また、かかる検討に際しては、当会らが繰り返し何度も主張しているように、地方公共団体としては、新税の導入を検討する前提に、いかなる環境保護政策が必要なのかを検討し、その上で必要な財源を、納税者に対し新たな金銭の支出を強制する新税の導入先がありきではなく、まずは既存の財源の調整で賄えないか、また、税以外の方法で財源を確保することができないかを、大局的観点から具体的に検討しなければならないことは言うまでもない。

しかしながら、貴県は、最終報告書においても、必要な財源額や既存の財源で調整できる額を具体的に明らかにせず、さらに、税制以外の手段については、中里実教授が「ミネラルウォーター税よりも…協力金の方がさらにいい」と、ミネラルウォーター税を明示的に取り上げて論じられているところであるにも拘らず(前掲中里実教授論文)、「水源かん養に係る事業を推進するためには、安定的に財源が確保できる仕組みが必要なことから、税制措置を基本的手法とし、寄附金、協力金等の税制措置以外の手法は、補完的手法とすべきである。」(最終報告書 8 頁)と、「安定的」でないことだけを理由に最終報告書における検討を打ち切っている。このように、貴県は、大局的観点からの具体的な検討を行っていない以上、「『ミネラルウォーターに関する税』を設けることが望ましい」(最終報告書 9 頁)と結論付けることは到底できない。

(3) 県民税均等割の超過課税の手法との比較

貴県の最終報告書における県民税均等割の超過課税の手法の検討に関する疑問点は別途後述するが、そもそも、意見書兼質問書においても指摘したように、貴県が環境政策を検討した上で、新税を導入することを検討するとしても、前掲岩崎政明教授論文 3 頁においても記載されているように、「法定税では財源が十分でない場合に、例外的に設けられるべきものが法定外税という関係が成立する」。そして高知県を始めとして、平成 17 年 4 月時点で 8 県が県民税超過課税方式を導入済みであり、来年度実施予定県を含めれば 13 県、その他検討中の自治体は 22 道府県に及んでいる。これらの状況に鑑みても、貴県としては、まず第一に県民税均等割の超過課税の手法による対応を真摯に検討するべきである。

この点については、「前回意見書において、『貴県は、全国で様々な検討が行われている森林関連の税制のうち、課税目的が類似していると思われる高知県等の例を無視し、他県では広く負担を求める方法について模索してい

るとはいえないと断言するが、極めて貴県にとって都合のよい、恣意的な主張であって、法人を含む全県民の利益を公平に図るべき行政機関の対応として極めて不適切であると考える』(質 6)と指摘したのに対し、貴県は、前回回答書において、県民税均等割の超過課税方式について『先日国会に提出された地方税法の一部を改正する法律案では、市町村民税均等割を一律 3,000 円とすること、納税義務を負う夫と生計を一にする妻の非課税措置を廃止することなど、住民に対する税負担を増加させる内容になっており、今後は、このことも考慮に入れて慎重に検討する必要があると考えます』(回第一の 3)と県民税均等割の超過課税方式に慎重な理由を述べるだけで、行政機関としての県の姿勢を問う当方の質問に何ら回答をしていない。かかる姿勢こそ、貴県がミネラルウォーター税ありきの姿勢で臨んでいることの証左であると考えるが、貴県の見解を明らかにされたい。」(意見書兼質問書 9~10 頁)等と指摘しているにも拘らず、貴県は、正面から回答せずに、ミネラルウォーター税との間の形式的な比較検討を行うにとどまっているのであって、この点においても、「『ミネラルウォーターに関する税』を設けることが望ましい」(最終報告書 9 頁)と結論付けることは到底できない。

(4) 「(1)具体策比較表」について

最終報告書 6 頁の「具体策比較表」についての反論点・疑問点のうち主なものは、以下のとおりであり、これらの反論点・疑問点だけからも、県の比較検討が形式的・表面的かつ恣意的なものであって、ミネラルウォーター税の導入を根拠付けられるものではないばかりか、実際には県民税均等割の超過課税の手法の方がメリットが大きくマイナス点・課題が小さいことが明らかといえる。なお、寄附金、協賛金等については、そもそも貴県の記載がほとんどなく、かつ、上記のように貴県の検討が不十分であることが明らかであることから、以下では、個別に比較をしていない。

(ア) 既に述べているとおり、そもそもこの 3 案を比較する前に大局的観点からの具体的な検討がなされておらず、更に、かかる 3 案に絞って比較する理由が不明確であり、貴県の検討は恣意的・形式的なものと言わざるを得ない。

(イ) 「公平性」の項目について、ミネラルウォーター税については、「特別の受益を得ている者に対し一定の負担を求めることは、受益者負担の考え方から公平である」としているが、別途述べているとおり、そもそもミネラルウォーター産業が貴県の行う水源かん養事業から特別の受益を得ているとは考えられず、よってミネラルウォーター税は公平なものとは言えない。これに対して、県民税均等割の超過課税の手法や寄

附金等には、公平性の問題がほとんど存在しておらず、多くの他県において県民税均等割の超過課税の手法が採用される際の大きな理由となっていることが、貴県の検討においては全く看過されている。

- (ウ)「徴収コスト」について、例えば、「埼玉県みどりの環境税制を検討する委員会報告書」(埼玉県、平成17年3月)24頁によれば、新たな法定外税を導入した場合、電算システムの構築、様式作成などの初期費用及び維持管理費用が必要であるとして、導入を検討する際のマイナス点としている。この点、貴県は、ミネラルウォーター税は「申告納付を採用すれば、納税義務者が比較的少数なので、徴収コストの増加は少ない」と述べるが、そもそも納税義務者が少数となるような狙い撃ち課税が不当なのであって、あたかも開き直ったかのような論理を展開して、導入を検討する際のマイナス点が小さいとすることは許されない。その点を措くとしても、例えば「森林環境税のあり方に関する報告書」(愛媛県、平成16年11月)21頁によれば、県民税均等割の超過課税の手法の場合は、初期費用について「比較的軽微(ほとんど不要)」とされている。そのため、(貴県は、ミネラルウォーター税を導入する場合の徴収コストの増加について、具体的にどの程度なのか全く明らかにされていないが、) 県民税均等割の超過課税の手法を導入する場合よりもミネラルウォーター税を導入する場合の方が、徴収コストの増加が大きいと考えられる。にも拘らず、貴県は、あたかも2案が同条件であるかのような不正確かつ恣意的な記載を行っている。
- (エ)「導入のメリット」について、ミネラルウォーター税につき「ミネラルウォーターの生産量全国一である本県の自然環境の良さをアピールするとともに、山梨の水と森林を守る意識を高めることができる。」とあるが、そもそもなぜミネラルウォーター税を導入することが貴県の「自然環境の良さをアピールする」結果をもたらすのか因果関係が全く不明である。また、「山梨の水と森林を守る意識を高める」という点についても、貴県は、例えば「ミネラルウォーター税の徴収を普及啓発のためのイベントの開催」(最終報告書4頁)等にわざわざ徴収を充てることによって当該効果を得ようとしているようである。しかしながら、そもそもそのような事業を行ったとしても、県民全体に対して環境保全意識を啓蒙できることはあり得ない上、例えば「岡山県税制懇話会報告書」(平成14年3月)59頁が、「『水の使用』に着目して、負担を求めることは、広く県民を課税の対象にすることになり、その負担を通じて、県民自らが森林の保全の必要性を認識し、その保全に取り組むためのインセンティブになる」とするように、県民税均等割超過課税方式のように県民全体で負担する方式は、ミネラルウォーター税のような

財政支出を伴わずに、税を自己負担する県民にあまねく環境保全意識を啓蒙できるのであって、ミネラルウォーター税よりも優れていることは自明の理である。にも拘らず、貴県は、あたかも2案が同じようなメリットを有しているかのような不正確かつ恣意的な記載を行っている。

- (オ) また、同項目について、「県が水源地周辺の水源環境の保全に取り組んでいるという姿勢をPRすることにより、水の『ブランド価値』を高めることができる。」とあるが、この点についても、なぜミネラルウォーター税を導入することが水の「ブランド価値」を高める結果をもたらすの因果関係が全く不明である。また、「県が水源地周辺の水源環境の保全に取り組んでいるという姿勢をPRする」という点では、県民税均等割超過課税方式の場合であっても同様と考えられるので、ミネラルウォーター税についてのみこの点を記載することは、恣意的である。
- (カ) 同項目中、ミネラルウォーター税については、「地下水資源の保全・適正利用に向けた契機となる」と記載しているが、貴県は一方では「原因者負担の考え方から地下水の採取を抑制することにより地下水の保全を図ることを目的とするものではない」としているのであって(最終報告書10頁)、上記の点を導入のメリットとすることは整合的でなく、恣意的な記載である。
- (キ) 同項目中、ミネラルウォーター税については、「法定外目的税のため、税収の用途が明確になる」と記載しているが、そもそも貴県の提示するミネラルウォーター税の税収用途は変遷を重ねていることから分かるように、境界が曖昧な不明確なものであると考えられる上、県民税均等割超過課税方式については、各県共に基金を設けることによって税収の用途の明確性を確保しているのであって、ミネラルウォーター税についてのメリットとすることは恣意的である。これに対して、貴県が「先進県の事例が参考にできる」と自認するように、県民税均等割超過課税方式については税制の設計が行いやすいというメリットがあり、この点は、明らかにミネラルウォーター税と比較した際に県民税均等割超過課税方式の方が優れている。
- (ク) 同項目中、県民税均等割超過課税方式については、「平等な負担として県民の理解を得やすい」と記載されているのに対して、ミネラルウォーター税については、「事業者が反対していることから、事業者の理解が得られるよう努める必要がある」と「課題」の項目に記載されており、この点においても、県民税均等割超過課税方式の方がより導入する際のハードルが低いと評価できるのに、その点の考察が欠如している。

- (ケ)「課題」の項目において、ミネラルウォーター税については、「受益の程度を直接評価する適当な基準がない」と明言されており、さらに「地下水が県民生活にとって重要な資源となっている」(最終報告書8頁)、「そもそも森林は、水源かん養機能のほか、土砂災害を防止する機能、二酸化炭素を吸収して地球温暖化を防止する機能等、多面的機能をもつものであり、…その受益は県民に広く及ぶものと考えられる」(最終報告書28頁)と貴県が自ら認めていることからわかるとおり、ミネラルウォーター産業が特別の受益を得ているとする県の主張は、合理的な根拠を全く持たないものであることが明らかである。
- (コ)同じく「課題」の項目について、県民税均等割の超過課税では、「これらの6県は、一部の河川を除き、河川が水源から河口まで同一県内を流れており(受益と負担が一致)、本県のように、主要な河川の下流域が他都県にある内陸県とは明らかに状況が異なっている。」とするが、貴県と同様、内陸県である滋賀県、埼玉県及び奈良県は、いずれも県民税均等割の超過課税方式を採用することが望ましいと結論付けており(「森林づくりの費用負担を考える懇話会提言」(滋賀県、平成16年12月)3頁、「埼玉県みどりの環境税制を検討する委員会報告書」(埼玉県、平成17年3月)23頁及び「『森林環境に関する新たな課税』について」(奈良県、平成16年11月)10頁)、貴県がこの点を課題とする合理性はないと言わざるを得ない。
- (サ)また、貴県は「本県の県民から不公平感が出てくるおそれ」も「課題」とするようだが、この点が県民税均等割の超過課税方式を採用するに際してどのように問題なのかも全く明らかではない。滋賀県等上記3県においては、当然のことながら、このような漠然とした要素を課題としては取り上げていないことからしても、貴県がこの点を「課題」とすることに合理性はない。また、その点を措くとしても、ミネラルウォーター税を導入する場合には、むしろ負担者が限定的であることから、より不公平な税制であることは明らかである。この点からも貴県の比較検討がはじめにミネラルウォーター税ありきの恣意的かつ形式的なものであることが明らかとなっている。
- (シ)さらに、貴県は、「県政モニターアンケート調査の結果によると、導入に反対の意見が多い」ことも県民税均等割の超過課税方式の「課題」としているが、そもそも冒頭の「平成16年県政モニターアンケート」と題する書面において、「県民に広く薄く課税する森林環境税…を導入しているところもあります」と記載するのみで、森林保全のための財源確保のための方式としては、「県民に広く薄く課税する森林環境税」の方式が全国的な主流である上、租税法学者を含めた専門家等から、かかる方

式には法的に問題がないのに対して、ミネラルウォーター税には極めて課題及び問題が多い旨が指摘されていることには敢えて触れないこと等により、アンケート回答者をミネラルウォーター税賛成に作為的に誘導している、等の重大な問題点が存する。その上、貴県は、同アンケートを行うに際して、なぜ県民税均等割超過課税という方式が考えられ得るのか、他県ではどういった取組をしているのか、といった情報を、ミネラルウォーター税と同様の熱意をもって十分に県民に提供せずに、単にアンケート上で上記のような問題を有する設問を問いかけるのみであった。そのため、同アンケートの結果は当然に予想されるものであったと言わざるを得ず、「課題」として取り上げることは不合理である。

(5) 「(2) 検討の結果」について

上記の具体策比較表における比較だけからも、貴県が主張するように「『ミネラルウォーターに関する税』を設けることが望ましい」という結論は導くことができず、却って、県民税均等割の超過課税方式を導入する方がメリットが大きくデメリットが小さいことが明らかであるが、以下では、上記(4)で述べた点以外について、反論点・疑問点を述べる。

ア 貴県の主張する「公平性」について

貴県は「『ミネラルウォーターに関する税』については、受益の程度が明らかに異なる者があれば、仮にその者が選挙権を持たない県外者や法人だったとしても、それが県民の意思を反映したものならば、特別の受益を得ている者に対し一定の負担を求めることは、受益者負担の考え方から、公平であるといえる。」と主張する(最終報告書7頁)。しかしながら、「代表なければ課税なし」(No taxation without representation)の原理からすれば、「多数決により成立した法規が無条件に有効となるわけではなく、…租税公平原則に基づき、特定少数のものに対してだけ過重な租税負担を課すことは、多数決による租税立法権の踰越濫用として無効と解されることがありうる」のであって、特定少数のものだけを名宛人とする狙い撃ち的な法規については「due process of lawの観点から、当該法規の制定にあたっては、事前に法の適用対象者から十分な意見を聴取し、かつこれらの者の状況に十分な配慮がなされなければならず、地方税条例の制定についても、「非住民や地方選挙権を持たない個人・法人だけを納税義務者とする条例の

制定にあたっては、これらの者には選挙という政治的意思表示の方法がないのであるから、租税法律主義ないし租税条例主義の趣旨及び適正手続の観点から、条例案の審査にあたって、合意形成のためにとりわけ慎重な手続が必要になる」(岩崎政明「東京都外形標準課税条例訴訟と地方税法の解釈」ジュリスト 1245 号 120 頁)と解されており、また、前掲中里実教授論文によれば、「特定の者、特に選挙権のない者や公共的ないし固定的設備を抱えるなどの理由で当該地方団体の外に容易に移転できない者を狙い撃ちにする課税はできるだけ避けるべきであ」って「結局、おかしな(当会ら注：特定のもののみを狙い撃ちにする)法定外税が提案されるのは、地方団体が政治的なアピールをねらうあまり、近代憲法の諸原則の中でも最も重要なものの一つである『代表なければ課税なし』という原則を無視するからである」とされている。そのため、仮に貴県の住民がミネラルウォーター税の導入に賛成したとしても、公平な課税として許されるものではないと考えるがどうか。貴県の見解を上記中里教授及び岩崎教授の見解も踏まえて明らかにされたい。

また、貴県が「公平」であるとする受益者負担の考え方、及び、ミネラルウォーター産業が県民や他の産業に比べて特別の受益を受けているという仮に貴県の立場に敢えて立つとしても、通常の受益を受けている者にも、特別・通常といった受益の度合いからくる負担率の差こそあり得るものの、応分の負担を求めるべき、という論理が当然に導き出されるはずである。にも拘らず、「通常の受益」者には全く負担を求めず、「特別の受益」者にのみ負担を求めることは、論理破綻を来していることが明らかであると考えがどうか。貴県の見解を明らかにされたい。

イ 「簡素な税制」について

貴県は、最終報告書において、「『ミネラルウォーターに関する税』についても、税率を一定にし免税点を設けないなどの仕組みをとれば、非常に簡素なものになる」と主張するが(最終報告書 7 頁)、税率や免税点に係る規定は税条例のごく一部に係るものである。新たな税制を一から作るという点において、「現行の税制を活用できる」(最終報告書 7 頁)と貴県も自認する県民税均等割の超過課税方式の方がより簡素であることは明らかである。にも拘らず、貴県は、あたかも 2 案が同じようなメリットを有しているかのような不正確かつ恣意的な記載を行っ

ている。

ウ 他都県の負担について

貴県が主張する「本県の県民からの不公平感」なるものが県民税均等割の超過課税方式における「課題」とならないことは上記の通りであるが、仮に貴県の考えに取って立つとしても、既に、貴県内の市町村の中には、他自治体(東京都、神奈川県、及び横浜市)から補助金、交付金、助成金又は負担金等を受領しているものもあり、貴県が水源地となっている他都県の住民から「森林の整備に要する費用の一部を何らかの形で負担してもらおう仕組み」は存在していると言える。なお、仮にミネラルウォーター税が消費者に転嫁されるとしても、かかる消費者は貴県が水源地となっている他都県以外の住民も多く含まれることは明らかであることから、ミネラルウォーター税はかかる「仕組み」になり得ないと言う他ないと考えるが、貴県の考えを明らかにされたい。

エ 受益と負担の因果関係

意見書兼質問書において、「前回意見書において、『『ミネラルウォーター産業が他の産業に比べて具体的にどれほど大きな受益を得ているかを何ら把握することなく、ミネラルウォーターの年間生産金額があたかも受益の大きさを直接示すものであるかのように論じ、そのような根拠のない前提に基づいて年間の予定税収額が大きいとは言えないと主張するのは、あまりにも恣意的かつ乱暴な議論である』、『ミネラルウォーター産業が直接的かつ多大な受益を得ているとする点と、受益の個別具体的な評価が困難とする点とは、明らかに矛盾するものとするが、これらについて貴県はどのように考えるのか、明らかにされたい』という当方の主張・問いに対し、貴県は、後者に関して、『租税法上、受益の個別具体的な評価ができなければ、課税することができないということはありません』という問いと離れた自己の見解を述べるだけで、納税者となり得る不利益を受ける者に対して何ら説明・回答をしていないに等しい。このことは、貴県が、上記当方の主張・指摘に反論できず、認めざるを得ないことを露呈している』(質18)と指摘したのに対し、貴県は依然として何ら回答をしていないことから、再度回答を求める。」(意見書兼質問書 28～29 頁)としたところ、貴県は、最終報告書において、「受益の程度を直接評価する基準がなく」「外形的標準によって近似値的に評価する」(最終報告書 7 頁)とし

ているが、そもそも評価基準がないことを認めた上で、生産量といった受益を直接関係のない基準を用いて税負担を求めることは、論理の破綻をきたしているものと考えて、貴県の見解を明らかにされたい。

オ 検討結果のまとめについて

貴県は、ミネラルウォーター税と県民税均等割超過課税方式との比較において、「県民の意思を反映すべき」と主張するが(最終報告書 8 頁)、(上述した公平性及び「代表なければ課税なし」の原則に係る問題は措くとしても、)県民の多くが自ら税を負担しないミネラルウォーター税と県民が広く自ら負担する県民税均等割超過課税方式とに関する「県民の意思」を、同じ土俵の上で測り、ミネラルウォーター税に賛成する県民の割合が多いからミネラルウォーター税を導入すべきという結論をとることができないことは言うまでもないと思うがどうか。貴県の見解を明らかにされたい。

カ 貴県の特長について

貴県は、ミネラルウォーター税が県民税均等割超過課税方式より望ましいとする理由として、貴県の特長、具体的には「水源かん養機能の維持・保全を重視して森林が管理経営されてきたこと、地下水が県民生活にとって重要な資源となっていること、ミネラルウォーターの生産量が全国一となっていること」を挙げる。

しかしながら、これらの要素は何れも貴県がミネラルウォーター税を導入する理由となり得るものではなく、したがって、貴県が上記のように結論付ける合理性は全くない。

すなわち、まず「水源かん養機能の維持・保全を重視して森林が管理経営されてきたこと」がミネラルウォーター税の導入を正当化できないことは上記「2 山梨県の水と森林の現状と課題」に関する箇所ですでに論じたとおりである。次に、「地下水が県民生活にとって重要な資源となっていること」も、地下水からの受益を県民全体が広く得ていることの論拠にはなるが、ミネラルウォーター産業にのみ負担を求めることを正当化するものでないことは明らかである。そして、「ミネラルウォーターの生産量が全国一となっていること」についても、なぜかかる要素がミネラルウォーター産業にのみ負担を求めることを正当化するのか不明である。ミネラルウォーターの水質と水源かん養事業との因果関

係が全く明らかでないことは上記のように山梨大学工学部長である鈴木嘉彦教授が明快に述べられているところであるし、仮に敢えて貴県の見解に立つとすると、ミネラルウォーターの生産量が少ない都道府県においてはミネラルウォーター税の導入は望ましくないという結論になってしまう。当会らとしては、貴県が上記要素を挙げるのは、まさに貴県が「取りやすいところから取る」という狙い撃ち課税としてミネラルウォーター税を導入しようとしていることを示しているものと考えらるがどうか。仮に以上の要素について、なおも貴県がミネラルウォーター税を導入する理由となると主張するのであれば、実証的にその根拠を示し、さらに、かかる要素が上記に記載した県民税均等割超過課税方式のメリットの大きさ、デメリット及び課題の小ささを勘案したとしてもミネラルウォーター税を導入する根拠となることにつき、具体的かつ実証的に説明されたい。

16 『ミネラルウォーターに関する税』の詳細について

(1) 「課税目的」について

貴県は、最終報告書において、「本県の財政状況は極めて厳しく、三位一体改革による税源移譲や行財政改革の取組を考慮しても、新たな取組を実施していくためには既存財源だけで対応するのは困難であり、新たな財源が必要とされている。」と主張する(最終報告書 10 頁)。

しかしながら、上記 2. でも述べたように、「三位一体改革による税源移譲」と「行財政改革」等により、本当に財源を賄うことができないのかについて改めて明らかにされたい。そして、「行財政改革」に関する当会らの疑問点を挙げると、まず、意見書兼質問書(6 頁)でも指摘した通り、「県・市町村等は、森林整備の基盤となる林道や作業道など林内路網の計画的な整備や地域指定による水源かん養事業の重点的な実施を図ることにより、また、森林組合等林業経営体においては、森林所有者の理解を得る中、一定のまとまりをもった地域の森林施業を一括して受託し、事業規模の拡大を図ることにより、水源かん養事業のコスト削減に努めています。また、山梨県森林総合研究所が中心となって高性能林業機械の導入や間伐作業方法の選択、天然力の活用などを取り入れた林業の低コスト化に向けた技術開発を進め、効果的、効率的な森林施業の普及に努めています」(回第一の 4)との以前の貴県の回答が真実であり、真にコスト削減がなされているのであれば、新税導入を必要とするだけの財政需要は存在しないのではないかと考えられるがどうか。

貴県の見解を改めて明らかにされたい。

また、意見書兼質問書(7頁)でも指摘したとおり、「プログラムでは、県債発行の削減目標を達成するために3年間(平成16年度～18年度)にわたり対前年度比、公共事業費は5%削減、県単独の公共事業費は12%～10%削減を目安とすることや、職員数を5年間(平成17年度～21年度)で5%純減することの数値目標を示していますが、数値で目標を示していなくとも、『公共施設改革プログラムの推進』、『公共事業の選別と重点化』、『施策評価の導入による事務事業の見直し』、『県単独の補助金の見直し』等、歳出抑制につながる改革項目があり、この影響額については、今後、毎年度の予算編成を通じて明らかになるものであります(回第一の5)としているが、これらのコスト削減により、新税導入は不要になるのではないか。具体的な歳出削減額とともに改めて明らかにされたい。

さらに、意見書兼質問書(21頁)でも指摘した通り、そもそも貴県は、ミネラルウォーター税について原因者負担の税の考え方をとらない理由として「本県の場合、県有林面積の割合が高く、県の多額の予算を投入して水源かん養機能の維持とその機能の発揮に努めてきたことから、これらの県有林は荒廃しておらず、その結果、これまでのところ、ミネラルウォーター産業は良質な水の供給という受益を受けていると考えられるので受益者負担として考えています(回第二の1)と回答して、県有林が荒廃していないことを認めている上、貴県の県有林は「世界各国の環境団体や社会経済団体などで構成された森林管理協議会(FSC)により、環境に配慮した適正な森林管理の基準を満たすことが認められ、平成15年4月、全国の公有林で初めて森林管理認証を取得し(平成16年12月「山梨県環境基本計画(素案)」12～13頁)しており、貴県の平成15年9月19日作成政策アセスメント事業評価表(事業名「県有林経営計画編成費」第3項(6))においても「現行の執行方法の中で、森林管理認証の維持など新たな取り組みにも対応出来る」と評価されている。そうであるとすれば、①県有林に関して新税の導入を必要とする財政需要はなく、また、②ミネラルウォーター事業者にとっては、既存の財源によって行われている現状の水源かん養事業で十分であり、これ以上の事業を行うことによって受ける受益は特段存在しないと考えるがどうか。貴県の見解を改めて明らかにされたい。

以上のような疑問点を意見書兼質問書等において繰り返し述べたにも拘わらず、貴県は、最終報告書において、何ら回答することなく、単に「これらの事業には、5年間にわたって、市町村に対する交付金も含め年間2億7千

万円程度を支出することを見込んでいるが、およそ2億6千5百万円と見込まれる税収見込額に比して、十分な財政需要があるものと考えられる。」(最終報告書18頁)と述べ、ミネラルウォーター税の導入を必要とする財政需要が存在すると主張するが単にそのように数字のみを述べたとしても新税の導入を正当付ける財政需要が存在しないことは明らかである。この点を措くとしても、仮に、将来ミネラルウォーターの生産数量が増加した場合、税収が事業に必要な額である2億7千万円を超過することが十分に考えられることは論を待たない。その場合には、財政需要のない部分についてまで課税することになり、ミネラルウォーター税の不当性が一層増すのではないかと考えるが、どうか。貴県の見解を伺いたい。

(2) 「課税客体」について

貴県は、「課税事務上、『ミネラルウォーター』の定義を明確にする必要があることから、ミネラルウォーターに当たるか否かの判断基準は、農林水産省の品質表示ガイドラインによることとした」と述べる(最終報告書11～12頁)。しかしながら、課税客体を特定するために、まったく別の目的で策定された農林水産省の品質表示ガイドラインを引用することは、そもそも不適切であると考えますがどうか。貴県の見解を明らかにされたい。

この点に関連して、貴県は、「フレーバーウォーター」や「炭酸水」については、「香料による風味や炭酸の爽快感等に商品価値があると考えられる」とするが(最終報告書11頁)、なぜかかる風味等に商品価値があり、貴県の主張するような水源かん養事業に係る「特別の受益」がないと言えるのか、実証的に明らかにされたい。この点、貴県は、「課税逃れのためミネラルウォーターにごく微量の香料や二酸化炭素を加え、『清涼飲料水』又は『炭酸水』と表示する事業者があれば、ミネラルウォーター(特にボトルドウォーター)に対する課税との均衡を考慮し、課税対象とする余地はある」とも述べていることからすれば(最終報告書12頁)、上記の商品価値に係る議論は曖昧なものであって、ミネラルウォーターについてのみ課税を行うこと自体正当性を有していないものと考えますがどうか。貴県の見解を明らかにされたい。貴県は、ボトルドウォーターについて、「本県で採取された地下水とその他の水を混合した製品の場合、本県で採取された地下水以外の部分も課税対象となる。」(最終報告書11頁)と説明するが、貴県内以外の産地下水も課税対象となるのは、貴県の主張する受益者負担の考え方からも到底正当化できるものではないことは明らかである上、貴県内で「地下水を採取する行為」に対して課税するという課税客体の定義における説明にも合致しない。貴県は、「徴税事務を煩雑にするため、これを避ける必要があるから」と説明するが

(最終報告書 11 頁)、かかる事務処理上の理由をもって、貴県が主張する受益者負担金的な性格を有する法定外税の原則に悖る租税が正当化されるとは到底言えず、ミネラルウォーター税はこの点においてだけでも税制として違法ではないかと考えるがどうか。貴県の見解を明らかにされたい。

そもそも、意見書兼質問書において、「前回意見書において、『貴県は、本項目に関する再質問に対して、質問 4-A に対する回答を参照せよとのみ回答しているが、上記 16 においても指摘したとおり、ミネラルウォーター産業と、電気機械器具産業の製造工程で使用される洗浄用の純水や豆腐等の食品やロックアイス等の製造する際の水等、水質が非常に重要である他の産業とを区別する合理的な説明が何らなされていない。県の表現を借りれば、例えば、ロックアイスは、まさに製品自体が『天の恵み、大地の恵み、大自然の恵み』を戴いている点について、ミネラルウォーターと全く異ならないと考えるが、貴県は、何をもって、ミネラルウォーターが他の産業に比べ、『森林による恵み』を受けているといえるのか、納得のいく説明を全くしていない』(質 17)と指摘したのに対し貴県は指摘に正面から回答せず、前回回答書において、『ミネラルウォーター産業が採取しているような品質の高い水は、県内のごく限られた地域でしか採取できない、いわば、限られた地域の資源だといえますが、ミネラルウォーター産業はこれらの水を商品として利用しています』、『採水地の選定に当たって、IT 産業等が立地するような場所ではなく現在地を選定されたのは、現在地でなければ良質の水が確保できず、商品価値が高まらないと判断されたからではないでしょうか』(回第二の 3)と回答するのみである。しかしながら、上記のロックアイスや豆腐等の食品等についても、水の品質が非常に重要な要素であることはミネラルウォーター産業と同じである上、ミネラルウォーター事業者が立地する地区の近隣に他の事業者が立地している場合もあることからすれば、ミネラルウォーター産業のみに課税する合理的理由はないのではないかと。再度正面から回答することを求める。」(意見書兼質問書 26～27 頁)、「前回意見書において、『貴県は、『人間が口にする製品の原料となる『水』と、機械器具の洗浄やボイラー用水として利用される『水』を比較した場合、前者の方がより『天の恵み、大地の恵み、大自然の恵みを戴いている水』であるということは異論のないことである』などと主張するが、どちらも同質の水であり(言い換えれば、機械器具の洗浄やボイラー用水として利用される地下水も、貴県が日本ミネラルウォーター協会ホームページから引用している、『天空から降った雨や雪の…一部が地中深く染み込んでゆき、長い年月をかけて砂や砂礫の層を幾重にも潜り抜け、粘土層や固い岩盤などの不透水層にぶつかっては滞留し、又、その層の上を流れてゆきます。その間、幾層もの地層が自然のフィルターになって、ろ過されると共に、一方では地層を移動

中、または滞留している間に、土壌の中の多種微量のミネラル成分を溶かし込んでゆきます』とされている地下水にほかならない。)、また、機械の洗浄等も水の品質のよさを理由に地下水を利用しているわけであるから、両者を区別する理由はない。貴県は、何らの根拠も示さずに、『異論のないことである』と結論付けているに過ぎないのではないか。さらに、貴県は、『原料用水』とそれ以外とを区別し、『原料用水』だけが『天の恵み、大地の恵み、大自然の恵みを戴いている水』であるとしているようであるが、直前の文で述べたと同様に、『原料用水』とそれ以外の『地下水(井戸水)』とは同質の地下水であって、やはり区別する理由はない(質 16)と指摘したのに対し、貴県は指摘に正面から回答していない。そればかりか前回回答書において、貴県は「『工場用洗浄用水』と出荷されたものがミネラルウォーターの原料となれば、中間報告 16 頁②イにあるとおり、課税対象となります』(回第二の 2)と回答しているが、このことは、地下水である工場用洗浄用水等と原料用水とが同質のものであって、特段これらを区別する理由がないことを自認したものと考えるがどうか。再度明確な回答を求める。」(意見書兼質問書 27～28 頁)と質問しているところであるが、貴県は、これらの質問に何ら答えることなく、単に「農林水産省の品質表示ガイドライン」に従って、かつ、「徴税事務」という行政側の都合だけに基づいて前述のような広範なボトルウォーターへの課税を行おうとしていることを踏まえると、ミネラルウォーター類のみに課税することの必然性・合理性はもはや何ら存在しないと考える他ないと考えるがどうか。貴県の見解を改めて明らかにされたい。

(3) 「納税義務者」について

貴県は、「ミネラルウォーター事業者は、本県の森林環境の保全に係る事業の恩恵を、一般県民や他の事業者よりも大きく、直接的に、かつ、具体的な受益として得ており、その受益において租税の負担能力(担税力)を備えているといえる」と主張する(最終報告書 12 頁)。しかしながら、ミネラルウォーター産業が水源かん養事業から「特別の受益」を得ていないことは上述した通りである。その上、例えば、意見書兼質問書(32～33 頁)等において繰り返し述べているように、生活日用品として使用されているミネラルウォーター製品の店頭での実勢価格は、市場競争の激化により他の清涼飲料水に比して恒常的に低く、メーカー、流通業者ともに、当該価格の実現のためのコスト投入を強いられていることから、現実には得られる利潤が非常に低いのであって、仮に敢えて貴県の立場に立って「特別の受益」を得ているとしても、「担税力」を備えているとは到底言えないが、この点についてなぜ貴県は「担税力」を備えていると主張されるのか、改めて貴県の見解を具体的かつ

実証的に明らかにされたい。

(4) 「課税標準」について

貴県は、「『受益の程度』を近似值的に評価する」とした上で、「地下水の採取量を客観的に捕捉することは困難なため、具体的な数値を捕捉し、又は調査することが可能と考えられる生産量あるいは供給量を課税標準として設定した」と述べるが(最終報告書 12～13 頁)、なぜ生産量・供給量が、「『受益の程度』を近似值的に評価する」ことができるのか、全く明らかにしていないので、具体的かつ実証的に明らかにされたい。また、貴県は、「県内で採取した地下水とその他の水を混合して製品化することも想定されるが、その場合は、課税事務の簡素化の観点から、生産量の全体を課税対象とする」とも述べるが(最終報告書 13 頁)、上記のように、課税事務の簡素化といった事務処理上の理由をもって、貴県が主張する受益者負担金的な性格を有する法定外税の原則に悖る租税が正当化されるとは到底いえず、この点だけからもミネラルウォーター税は違法ではないかと考えるがどうか。貴県の見解を明らかにされたい。

(5) 「税率」について

貴県は、「本県のミネラルウォーター生産量は 529,388k1(平成 16 年)であり、税収額は税率を 1 円とした場合は約 5 億 3 千万円、0.5 円とした場合は約 2 億 6 千 5 百万円となる。一方、今後 5 年間で取り組む新たな水源かん養のための森林整備事業等の事業量(財政需要)の 1 年当たりの平均は、2 億 7 千万円程度であることから、税率は課税標準 1 ㍓当たり 0.5 円の設定が適当と考えられる。」と主張するが(最終報告書 13 頁)、この記載だけから見ても、貴県が先にミネラルウォーター税導入ありき、導入の結果増加する税収の目標額ありきで、そこから税率を逆算したものと言わざるを得ない。この点に関連して、当方は、意見書兼質問書(41～42 頁)において、「『再質問状において、ミネラルウォーター税により増加する税収の目標額がまず先にありきで、そこから税率を逆算したのではないか、また、ミネラルウォーター製品の実売価格や、流通に関わるコスト等を含めた企業の収益構造を検討せずになぜ県内のミネラルウォーター産業がミネラルウォーター税の負担能力を備えていると断定できるのか、と疑問を呈したことについて、貴県は何ら回答を行っていない。このことは、まさに貴県が増税目標額がまず先にありきで、ミネラルウォーター産業の現実の税負担能力を慎重に検討することもなく税率を設定しようとしていることを自認したものだと言わざるを得ない』

(質 26)と指摘し…たのに対し、貴県は何ら回答をしていないことからすれば、貴県はその旨を自認したものと考えるがどうか、再度根拠と共に明確に回答されたい。」と求めたが、最終報告書においても貴県は何ら回答を行っていないことから、貴県は、増税目標額がまず先にありきで、ミネラルウォーター産業の現実の税負担能力を慎重に検討することもなく税率を設定しようとしていると理解するほかない。

なお、貴県は、先にミネラルウォーター税導入ありきで逆算した税率が正当であることを、鉱産税やフランスにおけるミネラルウォーター付加税を持ち出して説明しているが、なぜこれらとの比較で「課税標準 1 リットル当たり 0.5 円とする税率は合理性がある」(最終報告書 14 頁)と結論付けられるのか、貴県はこれらの税の税率のみを持ち出して比較をしているだけであって、不明という他ない。そのように結論付けられる理由を詳細かつ具体的に明らかにされたい。

貴県は、最終報告書において、ミネラルウォーター製品の小売価格を平成 15 年の小売物価統計調査を引用して「159～231 円」と説明する(最終報告書 13 頁)が、貴県は、同調査が、ミネラルウォーターについては極めて一般的となっている特売期間における小売価格を一切反映していない統計であって、ミネラルウォーターの小売の実情を反映していないことを意図的にか捨象している。この点については、すでに意見書兼質問書において、「前回回答書において、貴県は『2 リットルペットボトルの『市場実売価格は 110～160 円となっているのが実情である』と主張していますが、小売物価統計調査(総務省統計局)により全国の県庁所在市及び人口 15 万人以上の都市(71 都市)の都市別小売価格をみますと、平成 14 年平均では 180～236 円、平成 15 年 12 月(最新)では 157～240 円となっており、希望小売価格 230 円を前提とした数字が、必ずしも『現実の状況から離れた理論上の推計値』だとはいえないと考えます』(回第三の 1)と回答するが、この点につき、小売物価統計調査(総務省統計局)は、『特売期間が一週間以内の安売り価格…などの価格は調査しない』とされており(「小売物価統計調査について」(総務省統計局)(<http://www.stat.go.jp/data/kouri/1.htm>)第 6 項による)、当方において調査した結果によれば、平成 16 年の全国の 2 リットルのペットボトルの平均小売価格は 138 円であり、主要市場であるスーパーマーケットにおける平均小売価格は 126 円となっていることから、『小売物価統計調査(総務省統計局)により全国の県庁所在市及び人口 15 万人以上の都市(71 都市)の都市別小売価格をみますと、平成 14 年平均では 180～236 円、平成 15 年 12 月(最新)では 157～240 円となっており』という貴県の主張する数字が実勢価格を表していないことは明らかである。さらに、貴県は同調査が『特売期間

が一週間以内の安売り価格…などの価格は調査しない』と明記されていることを認識しながらこれを注記せず、誤解を与える情報を与えている。これらの点につき、もし貴県が反論されるのであれば、具体的な根拠とともに明らかにされたい。」(意見書兼質問書 42～43 頁)と主張しているとおりであり、「課税によりミネラルウォーター事業者に与える影響は小さい」とする貴県の主張はその前提を欠くものである。

また、当会らは、意見書兼質問書において、「前回意見書において、『1リットルあたり 0.5～1 円という税率の設定が重い負担かどうかについて質問したのではなく、なぜそのような設定になったのか、詳細な算出根拠と資料の開示を求めたが、今回もこれらについて具体的な開示がない。改めてそれらの具体的開示を求めると共に、これまでの貴県の回答等によれば、恣意的に定めた税率について、この程度であれば重い負担ではないだろう、税収としてもある程度の規模になる、といった程度の検討しか行っていない、との印象を納税義務者として不利益を受ける可能性のある者として強く受けることを改めてここに伝えておく』(質 47)と要請・指摘したのに対し、貴県は、前回回答書において、『経営コンサルタント等から入手した情報については、相手先との信頼関係から明らかにすることはできません。また、当該情報をもとにした計算方法についても同様の理由により明らかにすることはできません』(回第三の 1)等と回答する。しかし、そもそも新税導入の合理性を基礎づける立法事実を主張・立証する責任は行政庁である貴県の側にあることはいうまでもない。したがって、上記経営コンサルタントの名称については必ずしも明らかにする必要はないので、ミネラルウォーター税導入の合理性を基礎づけると貴県の主張するところの経営コンサルタント等から入手した情報及び当該情報をもとにした計算方法を速やかに明らかにするよう改めて強く要請する。」(意見書兼質問書 42 頁)と求めたが、貴県は、最終報告書においてもかかる情報を明らかにしていない。仮に貴県がミネラルウォーター税に関する検討を今後も進めるのであれば、当会らとしては、新税導入の合理性を基礎づける立法事実を主張・立証する責任を負う貴県に対して、ミネラルウォーター税の合理性を基礎づけると貴県が考えている立法事実を、上記の情報も含めて速やかに明らかにするよう求める。

(6) 「免税点」及び「徴収方法」について

貴県は、免税点の検討において、免税点を設けない方が「広く薄く課税する」とする原則からも望ましいと考えられる」と主張するが(最終報告書 15 頁)、そもそもミネラルウォーター税は貴県が納税義務者を 28 社と試算する

ように(最終報告書 14 頁)、極めて対象が限定されたものであって、「広く薄く課税とする原則」に背くものである。貴県がかかる租税法上の大原則に則るためには、当会らが繰り返し述べるように、住民税均等割の超過課税方式を含めた税制を検討すべきと考える。また、貴県は、「本税は、納税義務者に生産量(供給量)の記帳義務を課すこととなるが、煩雑、膨大な事務負担とはならないものと見込まれ」とも述べるが(最終報告書 15 頁)、納税義務者に申告納付義務を課すにも拘わらず(同頁)、なぜ煩雑な事務負担にならないと言えるのか。その理由を具体的に明らかにされたい。

(7) 「税収の使途」について

貴県は、最終報告書において、税収を市町村に交付する際の県との配分割合や、市町村の中での被交付団体をどのように設定するかについて縷々述べるが、そもそも、市町村に対してミネラルウォーター税の税収を交付することとしたのは、貴県が前回回答書において述べたところに従えば、「ミネラルウォーターの水源地がある市町村長から、当該市町村が行う水源かん養に係る事業の財源に充てられるよう税収の一部を交付してもらいたいとする要請があり、これらの仕組みについても検討を進め」(回第一の 1)た結果のものであると理解しているが、それでよいか。そうであるとすれば、貴県の最終報告書における記載に基づくとしても、市町村の行う事業は民有林を対象として行うとのことであり、当会らが繰り返し指摘しているように、ミネラルウォーター産業ではなく当該民有林の所有者が直接の受益を得ることとなることに加えて、そもそもミネラルウォーター税の導入を正当化する財政需要は存在しないと言う他ないが、貴県の見解を明らかにされたい。

また、貴県は、「行政も、ミネラルウォーターの水源地環境の保全に対し積極的に取り組んでいるという姿勢を示すことであり、水の『ブランド価値』を高めることが期待され、ミネラルウォーター事業者の利益にも資する」(最終報告書 18 頁)と述べるが、貴県が「積極的に取り組んでいる姿勢を示すこと」が水の「ブランド価値」を高めミネラルウォーター事業者の利益となるという主張自体からも、貴県がブランド価値ないしミネラルウォーター事業者の利益を漠然としたものとしか捉えていないことが明らかであり、ミネラルウォーター税の導入を正当化することはできないと考えるがどうか。貴県の見解を明らかにされたい。

(8) 「公平の原則」について

貴県は、良質な水は、貴県「県内のどの地域でも採取できるわけではな

く、岩石・地層の化学的性質や水源地の環境等に左右される要素が大きく、採取できる地域は限られているといえる。これは、ミネラルウォーター事業所の立地が、花崗岩、玄武岩等の岩石・地層があり、かつ、広大な水源林を抱える特定の市町村に限られていることから明らかであると考えられる」と主張するが(最終報告書 22～23 頁)、「岩石・地層の化学的性質や水源地の環境等に左右される要素が大きい」という理由は、単に貴県内のミネラルウォーター産業の事業所の立地に基づくものか。そうであるとすれば、根拠として極めて薄弱であると考えるが、貴県の見解を明らかにされたい。また、仮に貴県の見解が正しいと敢えて仮定するとしても、岩石・地層に関しては、貴県の水源かん養事業とは何ら関係がないものであり、ミネラルウォーター産業が特別の受益を得ていることにはならないことは明らかであると考えerがどうか。貴県の見解を明らかにされたい。

また、貴県は、最終報告書において、「付加価値額は、製造品出荷額等から原材料費及び減価償却費を控除した数値であるが、ミネラルウォーター製造業が清涼飲料製造業より高い付加価値を算出しているのは、ミネラルウォーター事業者が、原材料費がかからない地下水を商品とすることにより『水そのものが持つ価値を金銭と交換している』からだと考えられる。」と主張する(最終報告書 23 頁)。

しかし、そもそも製造品出荷額等から原材料費及び減価償却費を控除した、貴県の主張する付加価値額が大きいことと、水源かん養のための森林整備事業等の行政サービスによる受益が大きいこととは論理的に全くつながらない。また、付加価値額の議論は、たとえば一般の清涼飲料水とミネラルウォーター製品の小売における実売価格の状況や、品質管理や物流にかかるコストの差等を全く考慮しないものである点でも、貴県の主張を裏付ける合理性を有していないことは明白である。

貴県は、ミネラルウォーター産業は、「付加価値を算出するため地下水に依存する割合が、他の産業に比べて格段に高い」と主張するが(最終報告書 24 頁)、そもそも上記のように、付加価値なる概念を持ちだして論じること自体、無意味なのであって、ミネラルウォーター産業が特別の受益を得ているとは言えない。

さらに、貴県は、「過去 5～6 年間の実績を見ると、他の産業が地下水の採取量を横ばいに押さえているのに対し、ミネラルウォーター事業者は、採取量を 4 割近く増加させ、付加価値を増加させたことがうかがえる」として(最終報告書 24 頁)、ミネラルウォーター税の導入を正当化する要素の一つとするが、かかる主張は単にミネラルウォーターの生産量が増加していることに

基づくものであることは明らかである。生産量が近年増加したことから課税を行うというのは、貴県がまさに「取りやすいところから取る」という狙い撃ちの発想でミネラルウォーター税を検討していることを如実に示していることが明らかである。

貴県は、一方で、豆腐類等の食品や氷などについて、「付加価値を算出するため地下水に依存する割合がミネラルウォーター産業ほど高いとは考えられない」ことを理由に(最終報告書 25 頁)、ミネラルウォーター税が課税の公平性に反しないと主張するが、当会らが繰り返し指摘している「付加価値」という概念の問題点を何ら顧みることなくそのまま唯一の考慮要素としている上、その点を措くとしても、全く実証的な主張でないことが明らかであり、新税の導入を正当付ける検証がなされているとは到底言えないと考えるがどうか。貴県の見解を明らかにされたい。

貴県は、IT 産業は、「再利用されなかった水についても、再処理後、公共下水道や河川等に排出され、下流域の住民や事業者(農業用水、発電用水等)の利用が可能になるなど、地域の水循環に与える影響が相対的に少ないような利用の仕方をしているといえる。一方、ミネラルウォーター製造業のような水系の最上流部で地下水を採取し搬出するような事業形態は、地域の水循環に与える影響が相対的に大きい」と主張する(最終報告書 25 頁)。しかしながら、そもそも貴県はミネラルウォーター税を原因者負担金的性格を有していないとする以上、このような主張を行うことによって、ミネラルウォーター税の導入を根拠付けることができないことは言うまでもない。その点を措くとしても、IT 産業が使用する地下水は、一度地下水から採取された後は、貴県が「公共下水道や河川等に排出」されると述べるとおり再度地下水とはならないのであって、再利用率を勘案しても地下水の取水量がミネラルウォーター産業と比較して圧倒的に多い IT 産業の方が「地域の水循環に与える影響が相対的に大きい」と考えられるがどうか。貴県の見解を明らかにされたい。

さらにそもそも、最終報告書 22 及び 25 頁において貴県が提示しているデータに基づくと、平成 15 年におけるミネラルウォーター製造量(479,593k1)は、同年における県内の地下水全体の採取量(146,193,141k1)に対してわずか約 0.33%、工業用水の採取量(35,935,345k1)に対する割合だけを見ても約 1.33%にすぎず、このことからミネラルウォーター産業のみが課税されるような受益を貴県の水資源から得ていないことは明らかであって、ミネラルウォーター産業のみに対する課税は許されないという他な

い。また、貴県は、IT 産業の工業用水の再利用率が 85.1%であることを強調するが、この点を勘案したとしても、IT 産業の地下水採取量は飲料製造業の約 1.76 倍、対ミネラルウォーター産業では約 20.5 倍にも達している。そのため、IT 産業だけと比較してみても、IT 産業は、明らかに貴県の水資源からの受益をミネラルウォーター産業よりも多く受けているのであって、県が行う水源かん養に係る森林整備事業によってミネラルウォーター事業者が特別な受益を受けているとは到底認められず、ミネラルウォーター税について「受益と負担の因果関係」が認められないことは明らかであると考えるがどうか。貴県の見解を明らかにされたい。

この点を措くとしても、そもそも、貴県が導入しようとしているミネラルウォーター税は法定外目的税であるところ、目的税は、「公共サービスの受益と目的税の負担との間には、できるかぎり適確な対応関係が確認されなければならぬ」とされており、「負担と受益の大きさが均衡を保っていること」が必要とされている(自治省税務局編「地方税入門」(平成 4 年)316 頁)ことは、既に繰り返し指摘している点である。そして、地下水使用量が、地下水資源供給可能量の 0.16%、生活用水の 320 分の 1、工業用水の 120 分の 1 に過ぎないミネラルウォーターに対して、県費の 15%をも負担させることが著しい不均衡であることは極めて明白である。

なお、「『飲料製造業』では、水の再利用率は 0%である」(25 頁)との記述もあるが、飲料を製造する際に、一度製品化した水を再度製品に使用することは当然に不可能であり、仮に再利用した場合はむしろそれ自体が大問題となる行為であることは明らかである(加えて、ここで問題となっている水資源から受益の程度に影響を及ぼす事項でもない)。それにも拘らず、あたかも再利用をしないことを批判するような記載は非常に誤解を与えるもので、極めて不適切である。

(9) 「中立の原則」について

貴県は、ミネラルウォーター税の税率やミネラルウォーターの通常小売価格を理由にして、ミネラルウォーター税が租税の「中立の原則」に反しないと主張する(最終報告書 26 頁)。しかしながら、繰り返し述べるように、ミネラルウォーター製品の市場での実売価格や、その流通に関わるコスト等を勘案すると、ミネラルウォーター事業者が新たにコストを負担する能力は非常に小さいのであって、たとえ貴県が現在検討している税率であってもミネラルウォーター事業者の事業を圧迫することとなる。そのため、当会らとしては、ミネラルウォーター税は、課税の大原則の一つである中立性の原則に反しかねないものとする。

(10)「法定外目的税の不同意事由との関係」について

貴県は、ミネラルウォーター税が、法定外目的税の不同意事由に該当しない旨を、最終報告書において縷々述べる(最終報告書 26～27 頁)。しかしながら、そもそも、法定の不同意 3 要件以外にも、憲法や法律に違反する場合には、法秩序全体から見て不同意とすべきとされている上(前掲「課税自主権の活用のあり方について」10 頁及び碓井光明「要説地方税法のしくみと法」75 頁)、「法定外税についても、公平、中立、簡素の租税原則に則ったものとするべきであり」、「特定の者のみを納税義務者として狙い撃ちするような課税…は、法定外税といえども課税の公平といった租税原則から不適當」(前掲「課税自主権の活用のあり方について」16 頁)であって許されないのである。そして、ミネラルウォーター税は、上記の通り公平、中立、簡素の租税原則上の観点から問題である上、繰り返し述べているようにミネラルウォーター産業という特定の者のみを納税義務者として狙い撃ちする課税であるばかりか、ボトルドウォーターについて「本県で採取された地下水とその他の水を混合した製品の場合、本県で採取された地下水以外の部分も課税対象となる。」とする点だけみても税制として違法ではないかといえるため、不同意とされるのではないかと考えるがどうか。貴県の見解を明らかにされたい。

貴県は、「ミネラルウォーターとして販売すること等を目的として県内で水を採取する行為に対して課税することは内国関税的なものにはならず」、「物の流通に重大な障害を与えること」という法定外目的税の不同意事由の「要件には当てはまらない」と主張するが(最終報告書 27 頁)。既に繰り返し述べたように、1 リットル当たり 0.5 円という税率は、ミネラルウォーター製品の市場での実売価格や、その流通に関わるコスト等を勘案すると非常に高いものといえ、なおかつ、現在、ミネラルウォーター製品が過当競争の状態にあることに鑑みると、ミネラルウォーター税を消費者に転嫁することは現実的ではない。そのため、仮にミネラルウォーター税が導入された場合には、現在貴県内で採取した水を他県でミネラルウォーター製品にしている事業者にとっては、大きな考慮要素となり得るものであって、必ずしも法定外目的税の不同意事由の要件に当てはまらないとは言えないのではないかと。貴県の見解を改めて明らかにされたい。

また、貴県は、「国の経済施策と照らして適當でないこと」という要件についても、ミネラルウォーター税は当てはまらない旨主張するが(最終報告書 27 頁)、実質において受益者負担金の性質を持つものを法定外目的税の形で徴収する場合には、この要件への該当性の判断に当たり、「特別な財政需要

の有無や、原因・受益と負担の因果関係の有無を議論する必要がある」(前掲「課税自主権の活用のあり方について」9頁)。貴県は、意図的にかこの点を全く看過しているが、ミネラルウォーター税については、特別な財政需要も、受益と負担の因果関係も全く存在しないことは当方が繰り返し指摘したところであり、ミネラルウォーター税は、「国の経済施策と照らして適当でないこと」という要件に該当するのではないかと考えるがどうか。貴県の見解を改めて明らかにされたい。

そしてそもそも、法定外税に関する同意の権限を有する麻生太郎総務大臣が、平成17年3月3日に行われた第162回国会総務委員会において、貴県のミネラルウォーター税に関し、納税義務者をミネラルウォーター事業者に限定することの合理性について懐疑的な考えを示し、ミネラルウォーター税は「ボトル一個で幾らというのが分かりやすいからこっちから取る」という大衆迎合的な課税であるとして、批判的な答弁を行ったが、貴県として、この発言をどう受け止めるのか、明らかにされたい。

「7 今後の検討課題」について

(1) 今後必要となる手続

既に繰り返し申し上げているとおり、「法定外税が住民の一部や住民でない者のみを対象とする場合、地方議会を通じた自制が働きにくいため、納税者に対し合理的な課税の根拠(特別な受益や特別の財政需要の発生)等を示すとともに、納税者となる者の意見を聴くなど所要の手続き上の配慮が求められる」(前掲「課税自主権の活用のあり方について」15頁)ことから、ミネラルウォーター税については、納税義務者となることが合理的に予想される者を会員とする当会らと納得できるまで話し合いを継続していくことを確認いただきたい。

かかる観点からすれば、貴県が今後設置する「検討組織」についても、同組織がミネラルウォーター税導入のためのいわば「アリバイ作り」としての形式的な組織となることは絶対に認められないものであることは当然であり、I.において上述したところを遵守されるよう、改めて茲に強く要請する。

以上の点に関し、当会らは、意見書兼質問書(44頁)において、貴県に対し、「一昨年10月の貴県との協議等の際に、今後は当方の意見を聞いて行く旨の発言が貴県側より繰り返しなされたこと、また、昨年10月の第2回シンポジウムにおける配布資料の3頁にも『事業者や県民に十分な理解が得ら

れるよう慎重に検討を進めていく』と記載しておられることから、かかる話し合い(注：ミネラルウォーター税の導入に関する貴県と当方との話し合い)は『両者が納得できるまで』継続し、『ミネラルウォーター税の導入が合理的であるとのコンセンサスが得られて初めて条例案が上程されるべきである』という当方の考え方に異論はないものと理解している。この点につき、仮に貴県が異論を持つのであれば、その根拠とともに明らかにされたい。」(意見書兼質問書 43～44 頁)と要求したのに対し、貴県は、最終報告書においても何ら異論を明らかにしていない。このことから、貴県は、かかる話し合いを「両者が納得できるまで」継続し、「ミネラルウォーター税の導入が合理的であるとのコンセンサスが得られて初めて条例案が上程されるべきである」という当会らの考え方に異論はないものと理解している。

また、当会らが、意見書兼質問書(44～45 頁)において、「平成 16 年の地方税法改正は、特定かつ少数の納税義務者の手続保障の観点から、法定外税の導入にあたって必要な手続を整備したものであり、法定外税導入に際して必要となる手続が、同改正により従来よりも軽減されたと解釈することはできない。そして、従来から、納税義務者が特定かつ少数である場合には、納税義務者の十分な理解を得られるよう手続を行う必要性があり(総務省通知第 5.2.(4)、税源配分検討ワーキンググループほか『国・地方の税源配分』及び『都道府県税の課税自主権』のあり方に関する検討結果報告書)(平成 14 年 3 月)10 頁参照)、その際には、形式的に納税義務者と協議する機会を創出すれば足りるのではなく、納税義務者の合理的疑問・要請には実質的に真摯な対応を採ることが必要とされてきた(谷口謙治「最近の法定外税を巡る状況について」地方税 2003 年 10 月号 46 頁、前掲中里実教授論文参照)のであるから、上記地方税法改正後も、形式的に協議を行えば足りるのではなく、納税義務者の十分な理解を得られるよう手続を行う必要がある、また、納税義務者の合理的疑問・要請には実質的に真摯な対応を採ることが必要である。もし貴県が異なる見解を持つのであれば、その根拠とともに明らかにされたい。」(意見書兼質問書 44～45 頁)と要求した点についても、貴県が最終報告書においても、「異なる見解」を明らかにしていないことから、貴県に異論はないものと考えらる。

なお、貴県は、最終報告書において、「本税は地方税法に基づく新たな課税であることから、制度化に当たっては、事業者をはじめ県民に十分な周知を図るよう努める必要がある。特に、納税義務者であるミネラルウォーター事業者に対しては、可能な限り理解を得られるよう努める必要がある」(最終報告書 27 頁)と述べるが、前掲「課税自主権の活用のあり方について」や法定

外税の新設等に関する総務省の通知等には、「可能な限り」といったような、必要な納税者との協議の程度を緩和する記載はないことに留意されたい。

(2) 貴県としては、今後の検討において改めて白紙から大局的・総合的見地からの検討を行うべきであること

貴県は、「将来的には、本県の有するこれらの豊かな環境資産の保全を念頭に置いて、地下水資源の保全・適正利用を含めた総合的な水管理の仕組みを整え、本税もその一部に組み込んだ環境税体系を構築することを目指した検討を行うことも考えられる。」(最終報告書 28 頁)と述べる。しかしながら、これまでも何度も主張しているとおり、いやしくも住民の利益を中立公平に代表すべき地方公共団体が、住民の利益に対する制約に他ならない税を新たに導入しようとする場合には、当該新税の導入の議論以前に、まずは、あるべき環境税体系を含めた、当該地方公共団体の環境保全のあり方等に関する大局的・総合的検討を十分に行い、そのうえで、その環境保全費用の負担のあり方について、新税の導入に限定しない幅広い議論を進めるという、適正な順序を踏んだ議論が行われなければならないことは言うまでもない。最終報告書の最後に至って、ようやくこのような直接的とは言い難い表現で大局的・総合的検討の必要性に触れるという姿勢自体が、ミネラルウォーター税の導入という結論先にありきで本末転倒な議論を進める貴県の姿勢を象徴しているものと言えるが、今後の「検討組織」における検討の他、貴県と当会らとの間の実質的な協議においても、改めて白紙から大局的・総合的見地からの検討を行い、貴県が、「環境首都」、「環境日本一」となるに相応しい、法的にも問題のない取組を進めることを、当会らとしては切に希望する。

以 上